

市民参加により自治体議会を活性化
するための環境整備に関する
調査報告書(北海道編)

平成22年11月16日

特定非営利活動法人
公共政策研究所

目 次

I. 調査の概要	3
II. 自治体議会における市民への説明責任と情報共有	4
III. 市民参加による議会づくり	13
IV. 行政監視機能	19
V. 議会改革	27
VI. 自治体のポジショニング	34
VII. 全国との比較	36
資料編	44
あとがき	58

I. 調査の概要

1. 調査対象

北海道及び北海道内179市町村

2. 調査期間

平成22年5月16日～7月12日

3. 調査実施主体

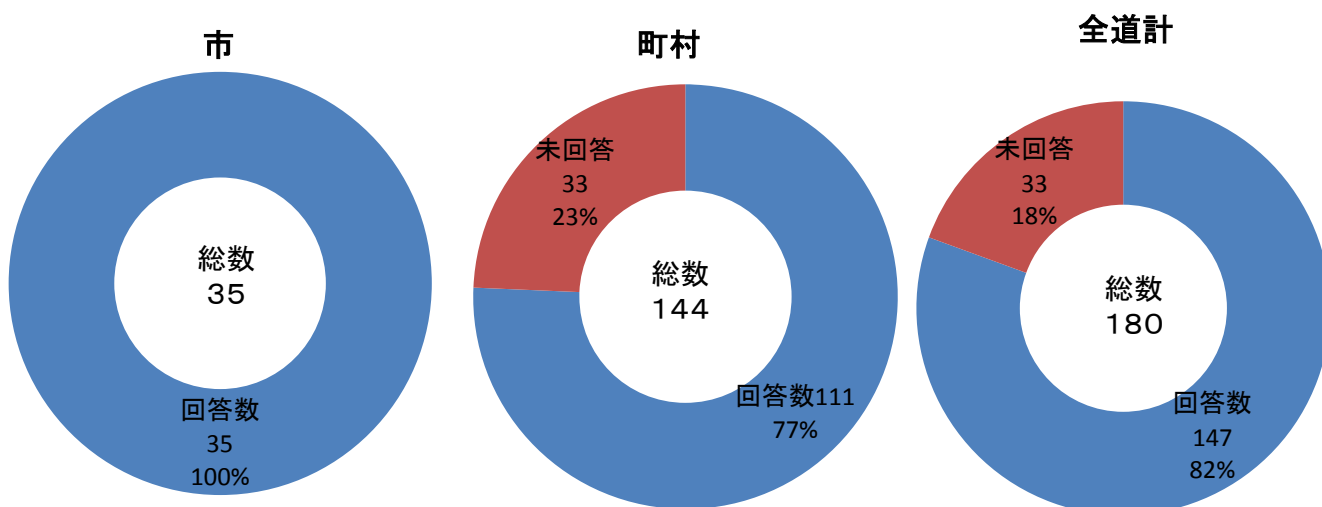
特定非営利活動法人 公共政策研究所

4. 回答の扱い

自治体の回答を尊重し、ほぼ回答のままとした。

5. 回答率

項目	総数	回答数	未回答数	回答率
北海道	1	1	0	100%
市	35	35	0	100%
町村	144	111	33	77%
計	180	147	33	82%

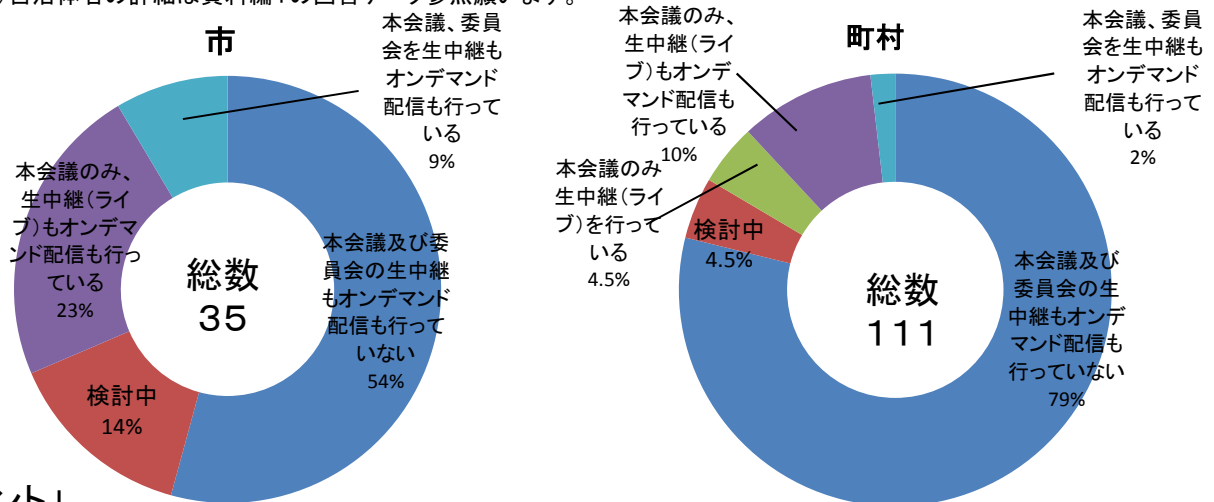


Ⅱ. 自治体議会における市民への説明責任と情報共有

1. 本会議及び委員会のインターネット中継(問1)

項番	内容	道	市	自治体名	比率	町村	自治体名	比率	全体	比率
1	本会議及び委員会のインターネットによる生中継も動画(録画)記録のオンデマンド配信も行っていない		19		54%	88		79%	107	73%
2	本会議のインターネットによる生中継(ライブ)を検討中		5	帯広市、岩見沢市、網走市、稚内市、北斗市	14%	5	鷹栖町、幌延町、鹿追町、池田町、別海町	4.5%	10	7%
3	本会議のみインターネットによる生中継(ライブ)を行っている	1	0		0%	5	当別町、中頓別町、白老町、洞爺湖町、むかわ町	4.5%	6	4%
4	本会議のみ、インターネットによる生中継(ライブ)も動画(録画)記録のオンデマンド配信も行っている		8	札幌市、小樽市、旭川市、室蘭市、釧路市、名寄市、恵庭市、石狩市	23%	11	福島町、黒松内町、仁木町、長沼町、美幌町、厚真町、安平町、音更町、芽室町、幕別町、足寄町	10%	19	13%
5	本会議、委員会をインターネットによる生中継も動画(録画)記録のオンデマンド配信も行っている		3	苫小牧市、千歳市、登別市	9%	2	栗山町、清水町	2%	5	3%
計		1	35			111			147	

(注)自治体名の詳細は資料編1の回答データ参照願います。



「コメント」

項番1の「本会議及び委員会のインターネット中継が行われていない」と項番2の「検討中」は市の68%、町村の83.5%であった。

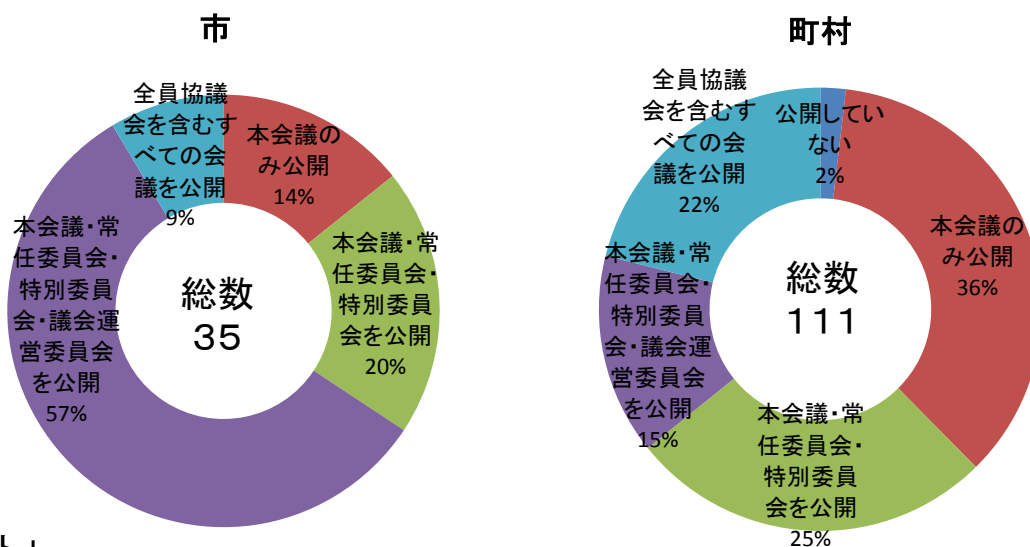
項番3～5のインターネット中継が行われている比率は市の32%であった。その内訳は項番4の本会議のみの生中継とオンデマンド配信が行われているが23%、項番5の本会議及び委員会の生中継とオンデマンド配信が行われているが9%(苫小牧市、千歳市、登別市)であった。また、項番3～5の町村のインターネット中継が行われている比率は16.5%であった。その内訳は項番3の本会議のみの生中継が4.5%、項番4の本会議のみの生中継とオンデマンド配信が行われているが10%、項番5の本会議及び委員会の生中継とオンデマンド配信が行われているが2%(栗山町、清水町)であった。

議会中継は市民と議会との情報共有の代表的方法であり、市民に一番わかりやすい方法でもある。議会の審議内容がオープンになることが市民との信頼の基礎ではないか。

2. 本会議・委員会等の公開(問2)

項番	内容	道	市	比率	町村	比率	全体	比率
1	公開していない		0	0%	2	2%	2	2%
2	本会議のみ公開		5	14%	40	36%	45	31%
3	本会議・常任委員会・特別委員会を公開		7	20%	28	25%	35	24%
4	本会議・常任委員会・特別委員会・議会運営委員会を公開	1	20	57%	17	15%	38	26%
5	本会議・常任委員会・特別委員会・議会運営委員会・全員協議会を公開		3	9%	24	22%	27	18%
	計	1	35		111		147	

(注)自治体名の詳細は資料編1の回答データ参照願います。



「コメント」

項番2の「本会議のみの公開」は市の14%、町村の36%であった。ただ、町村の2%(2町村)では項番1の「公開していない」との回答であった。(誤解ではないか)

市では、項番5の「本会議、常任委員会、特別委員会、議会運営委員会、全員協議会のすべて公開している」は、9%(室蘭市、士別市、伊達市)で、項番4の「議会運営委員会まで公開」は57%、項番3の「常任委員会、特別委員会まで公開」は20%であった。

また、町村では、項番5の「本会議、常任委員会、特別委員会、議会運営委員会、全員協議会のすべて公開している」は、22%(福島町他23町村)、項番4の「議会運営委員会まで公開」は15%、項番3の「常任委員会、特別委員会まで公開」は25%であった。

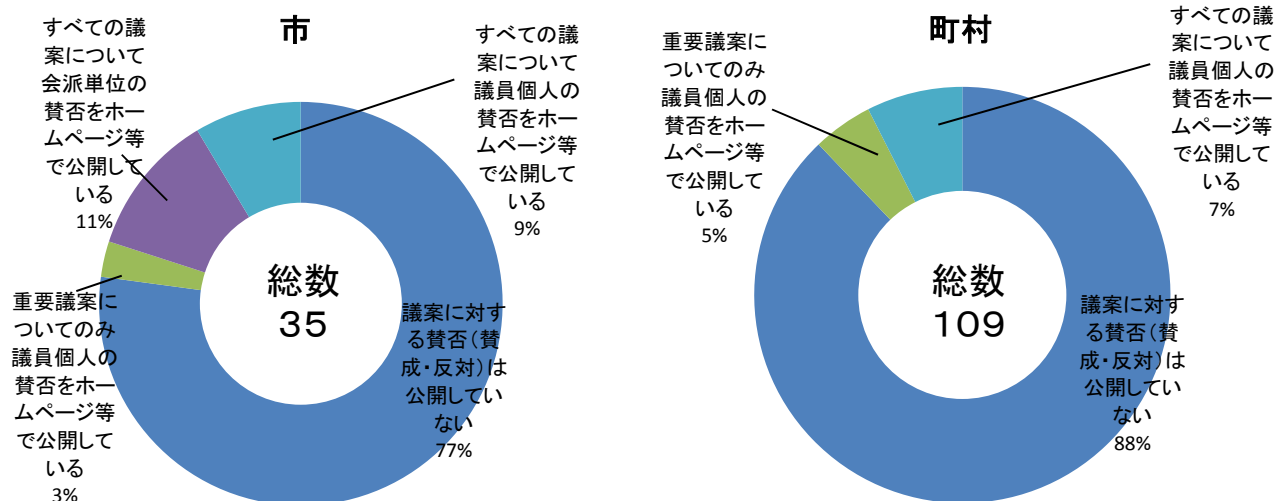
項番5の「全員協議会までのすべて公開している」は市(9%)より、町村(22%)の方が公開度が高い。

議員が討議するすべての場の公開が進んでいない。

3. 議案に対する賛否の公開(問3)

項番	内 容	道	市	自治体名	比率	町村	自治体名	比率	全体	比率
1	議案に対する賛否(賛成・反対)は公開していない	1	27		77%	96		88%	124	85%
2	重要議案についてのみ会派単位の賛否をホームページ等で公開している		0		0%	0		0%	0	0%
3	重要議案についてのみ議員個人の賛否をホームページ等で公開している		1	三笠市	3%	5	栗山町、東川町、鹿追町、清水町、本別町	5%	6	4%
4	すべての議案について会派単位の賛否をホームページ等で公開している		4	函館市、小樽市、釧路市、石狩市	11%	0		0%	4	3%
5	すべての議案について議員個人の賛否をホームページ等で公開している		3	札幌市、稚内市、登別市	9%	8	当別町、福島町、今金町、せたな町、白老町、厚真町、安平町、足寄町	7%	11	8%
計		1	35			109			145	

(注)自治体名の詳細は資料編1の回答データ参照願います。



「コメント」

項番1の「議案に対する賛否(賛成・反対)は公開していない」は、市の77%、町村の88%であった。

項番5の「すべての議案について議員個人の賛否をホームページ等で公開している」は、市の9%(札幌市、稚内市、登別市)、町村の7%(当別町、福島町、今金町、せたな町、白老町、厚真町、安平町、足寄町)であった。

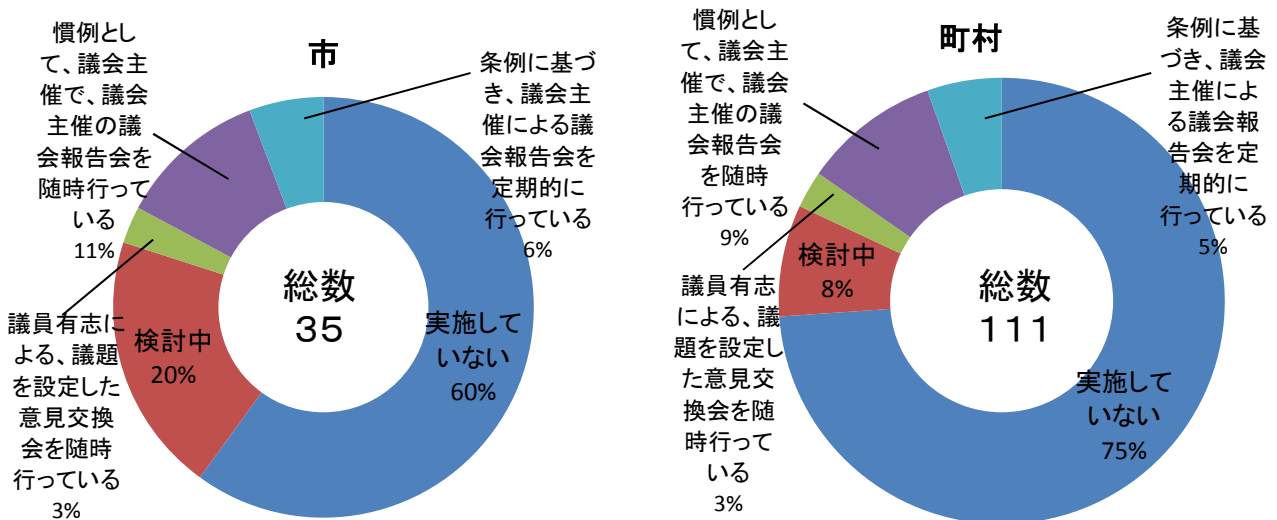
問題は議案に対する議員個人の賛否(賛成・反対)の公開が進んでいないことである。議会は議員個人の賛否(賛成・反対)の公開をもっと積極的に行うべきである。このことにより、開かれた議会となり、市民と議会の距離は狭まり、課題の共有や議員への信頼が進む。

議員はまちの意思を決定することがその最大の仕事であり、賛否の公開もその一環ではないか。

4. 議会や委員会主催の議決内容等を市民に報告する議会報告会の開催(問4)

項番	内容	道	市	自治体名	比率	町村	自治体名	比率	全体	比率
1	実施していない	1	21		60%	83		75%	105	71%
2	議会が市民に議決内容等を報告する議会報告会の開催について検討中		7	函館市、旭川市、帯広市、苫小牧市、千歳市、恵庭市、石狩市	20%	9	上富良野町、天塩町、佐呂間町、洞爺湖町、むかわ町、鹿追町、広尾町、浜中町、別海町	8%	16	11%
3	議員有志による、議題を設定した意見交換会を随時行っている		1	岩見沢市	3%	3	長沼町、上川町、雄武町	3%	4	3%
4	慣例として、議会主催で、議決内容等を市民に報告する議会主催の議会報告会を随時行っている		4	小樽市、美瑛市、芦別市、富良野市	11%	10	森町、共和町、南幌町、鷹栖町、置戸町、白老町、安平町、新得町、本別町、中標津町	9%	14	10%
5	条例に基づき、議会主催による議決内容等を市民に報告する議会報告会を定期的に行っている		2	名寄市、三笠市、	6%	6	福島町、知内町、今金町、栗山町、和寒町、芽室町	5%	8	5%
計		1	35			111			147	

(注)自治体名の詳細は資料編1の回答データ参照願います。



「コメント」

項番1の「議会報告会の開催が行われていない」と項番2の「検討中」は、市の80%、町村の83%であった。なお、項番2の「検討中」は、市が7市、町村では9町村であった。今後、議会報告会の開催市町村の増加が期待できる。

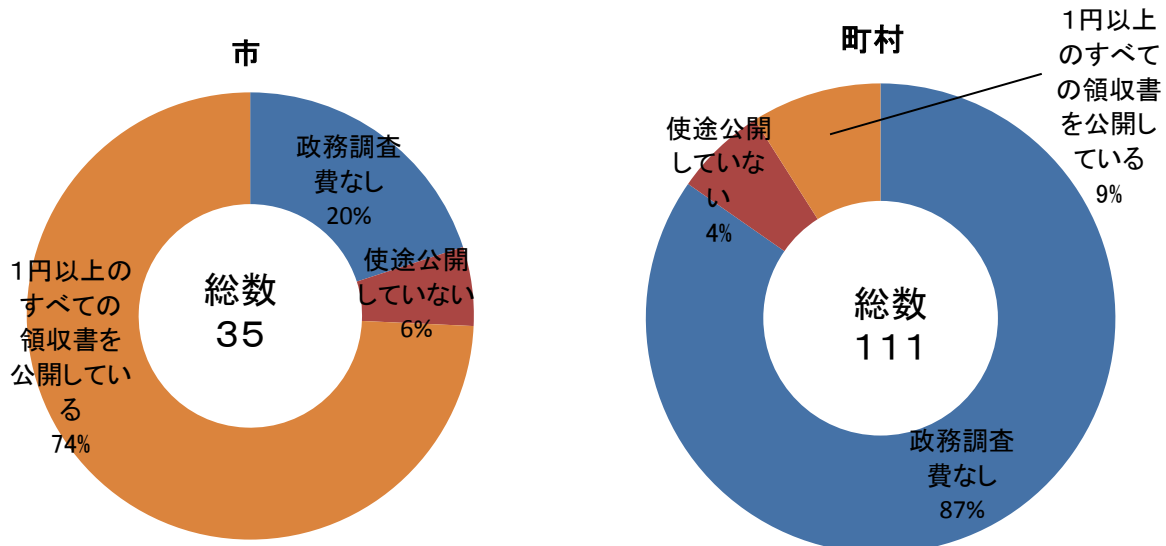
項番4～5の「慣例又は条例で議会報告会を開催している」は市の17%(条例:名寄市、三笠市、慣例:小樽市、美瑛市、芦別市、富良野市)、町村の14%(条例:福島町、知内町、今金町、栗山町、和寒町、芽室町、慣例:森町、共和町、南幌町、鷹栖町、置戸町、白老町、安平町、新得町、本別町、中標津町)であった。

議会が積極的に議会の審議経過や議決の結果に至った経緯について、市民に説明がほとんど行われていない。

5. 政務調査費の使途公開(問5)

項番	内 容	道	市	自治体名	比率	町村	自治体名	比率	全体	比率
	政務調査費なし		7	夕張市、美唄市、赤平市、士別市、歌志内市、富良野市、北斗市	20%	97		87%	104	71%
1	使途公開していない		2	網走市、紋別市	6%	4	京極町、雨竜町、幌加内町、音更町	4%	6	4%
2	使途公開について検討している		0		0%	0		0%	0	0%
3	5万円以上のすべての領収書を公開している		0		0%	0		0%	0	0%
4	1万円以上のすべての領収書を公開している	1	0		0%	0		0%	1	1%
5	1円以上のすべての領収書を公開している		26		74%	10	当別町、福島町、上ノ国町、南幌町、長沼町、栗山町、上川町、東川町、下川町、釧路町	9%	36	24%
計		1	35			111			147	

(注)自治体名の詳細は資料編1の回答データ参照願います。



「コメント」

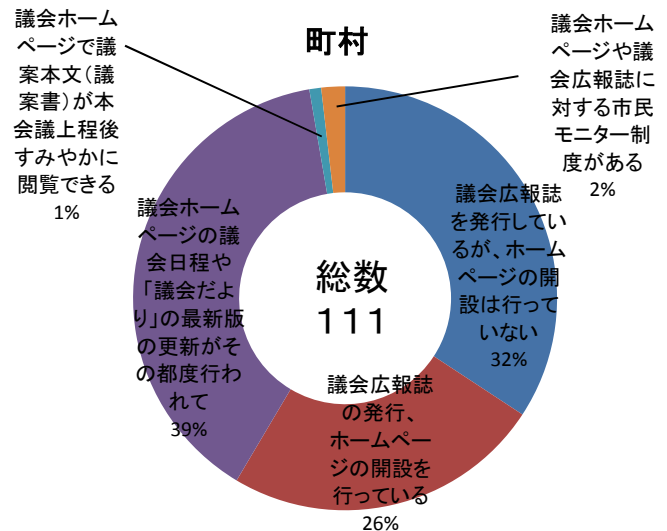
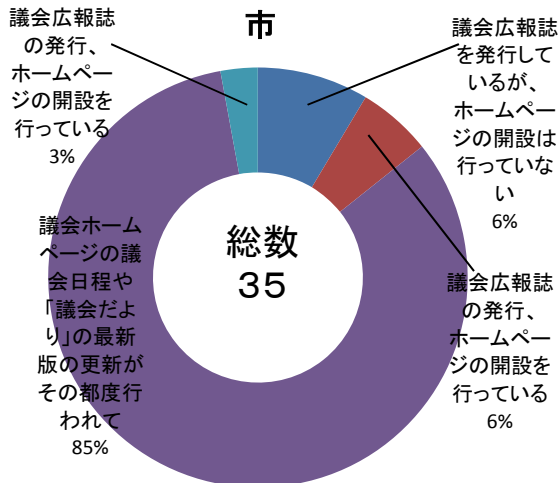
政務調査費なしが、市の20%、町村の87%であった。また、項番1の「使途を公開していない」は、市の6%(網走市、紋別市)、町村の4%(京極町、雨竜町、幌加内町、音更町)であった。さらに、項番5の「1円以上のすべての領収書を公開している」は、市の74%、町村の9%で、項番4の「1万円以上」や項番3の「5万円以上」は市、町村ともに0%で、北海道は項番4の「1万円以上」となっていた。政務調査費の使途公開に関しては、項番1の「使途を公開していない」か、項番5の「1円以上のすべての領収書を公開している」かのどちらかになっていることが分かる。

政務調査費は使い道の説明が必要であるという認識が浸透しているのではないか。

6. 議会広報(問6)

項番	内 容	道	市	自治体名	比率	町村	自治体名	比率	全体	比率
1	議会広報誌を発行しているが、ホームページの開設は行っていない		2		6%	36		32%	38	26%
2	議会広報誌の発行、ホームページの開設を行っている (半年以上更新が行われていない場合は、「1」を選択)		2		6%	29		26%	31	21%
3	議会ホームページの議会日程や「議会だより」の最新版(PDF版)の市民向け情報の更新はその都度行われている	1	30		85%	43		39%	74	50%
4	議会ホームページで議案本文(議案書)が本会議上程後すみやかに閲覧できる		1	恵庭市	3%	1	福島町	1%	2	1.5%
5	議会ホームページや議会広報誌に対する市民モニター制度がある		0		0%	2	栗山町、鹿追町	2%	2	1.5%
計		1	35			111			147	

(注)自治体名の詳細は資料編1回答データ参照願います。



「コメント」

議会広報では、項番1の「議会広報誌を中心に広報活動が行われている」は、市の6%、町村の32%であった。また、項番2～5の「ホームページが活用されている」は、市の94%、町村の68%であった。

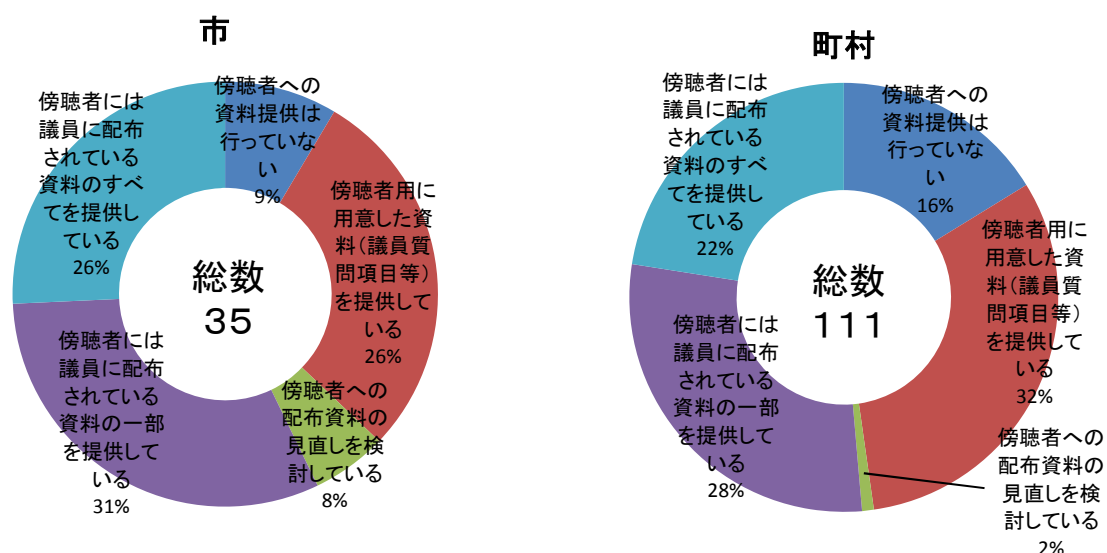
特筆すべきことは、項番5の議会ホームページや議会広報誌といった議会広報に対し、市民意見を述べる「市民モニター制度」を行っている町村が2%(栗山町、鹿追町)あることであった。

市民と議会との情報共有の最も基本的な方法が議会広報誌であった。それが、IT環境の整備と共に、ホームページにその主力が移っている。確かに、経費や情報量の面からはホームページにはかなわない。しかし、老人など、IT環境に慣れていない、使いきれていない方々には情報共有が難しい。それを補う市民と議会との情報共有の手段の多様化が必要である。議会は、市民の年齢層に合った議会広報に心がけ、従来通りの議会広報誌やホームページだけでなく、議会と市民が顔を見て話し合いを行う議会報告会なども議会広報の一環と位置付けてもよいのではないか。

7. 本会議で議員に配布される議案・会議資料の傍聴者への公開(問7)

項番	内容	道	市	比率	町村	比率	全体	比率
1	傍聴者への資料提供は行っていない		3	9%	18	16%	21	14%
2	傍聴者用に用意した資料(議員質問項目等)を提供している	1	9	26%	35	32%	45	31%
3	傍聴者への配布資料の見直しを検討している		3	8%	2	2%	5	3%
4	傍聴者には議員に配布されている資料の一部を提供している		11	31%	31	28%	42	29%
5	傍聴者には議員に配布されている資料のすべてを提供している		9	26%	25	22%	34	23%
計		1	35		111		147	

(注)自治体名の詳細は資料編1回答データ参照願います。



「コメント」

本会議の傍聴者への資料の提供状況は、項番1の「提供を行っていない」が、市の9%、町村の16%となっている。このことは、項番2～5の「何らかの資料提供がされている」が市の91%、町村の84%となっている。項番5の「積極的資料提供」は、市の26%、町村の22%で、項番2～4の「消極的資料提供」は市の65%、町村の62%であった。このことは、本会議での傍聴者への資料提供には消極的で、傍聴者との情報共有には配慮が余りされていないことが分かる。

傍聴者は議会に関心のある市民との接触の機会であり、議会への理解者となってもらえるチャンスと捉えるべきである。また、傍聴者への資料提供は議会広報の最大チャンスと捉えるべきではないか。

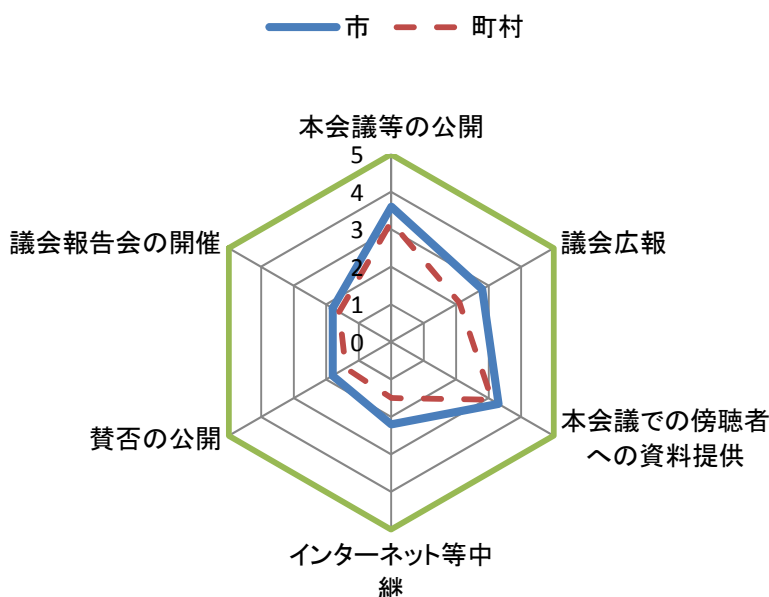
8. 貴議会において議会情報の住民との共有について、積極的に取り組んでいる事例がありましたら具体的な内容(問8)

自治体	積極的に取り組んでいる事例
北海道	定例会毎に議決になった条例、決議、意見書などを、道広報誌やメールマガジンで、道民の方々にお知らせしている
函館市	議会に対する市民の関心を高めるために、本会議日程や一般質問の項目を事前に新聞掲載している
旭川市	ホームページや広報誌の充実、インターネット中継など
室蘭市	議長交際費について、H22年4月から市議会HP上で公開
釧路市	議会HPや議会だよりにおいて、わかりやすい情報提供に努めている
帯広市	議会情報を住民と共有するための一つの方法として、会議の傍聴がある。当市議会では、「開かれた議会」を目指す取組みの一環として、傍聴の促進に向け、ホームページや広報誌、コミュニティセンターでの掲示、報道機関への情報提供などにより、積極的に議会日程を周知することで、その促進に取り組んでいる
夕張市	定例会ごとの「議会だより」のほか、主に常任委員会の内容を掲載した「議会報」を発行している
苫小牧市	(株)苫小牧ケーブルテレビにおいて一般質問及び答弁、代表質問及び答弁、市政方針、教育行政執行方針を録画放映している
美唄市	年に1度、議会活動等を報告する「議会報告会」を行っており、その中で市民との意見交換の場を設けている
芦別市	出前常任委員会終了後の市民との懇談会
千歳市	議会報、議会ホームページ、ポスター等により、議会日程を市民に周知し、議会の傍聴を呼びかけている。また、議会ホームページに、質問通告の内容を掲載している
福島町	議会基本条例の3つの目的の一つとして「わかりやすく町民が参加する議会」を掲げ、主な次の事項を規定している。 ①すべての会議を原則公開 ②議案、調査資料等の情報提供(事前) ③「議会への参画を奨励する規則」 ④議会報告会の開催 ⑤「議会、議員評価」「議会白書」の公表 ⑥採決態度の公表 ⑦政務調査費の公表 ⑧議長、副議長を志す者の所信表明(本会議) ⑨参画者(傍聴者)の討議への参加など
松前町	議会と各団体との意見交換会の実施。(観光協会、町内会連合会)
中富良野町	議会の中継を役場ロビーで放映している
和寒町	議会報告会において、議会の報告のみではなく参加者との意見交換をし情報の共有を図っている
中川町	当議会では2常任委員会が構成されているが、総務、経済の各常任委員会で、出前委員会を随時開催し、常任委員会の活動報告ならびに、住民との意見交換を主な内容としている
羽幌町	定例会、臨時会及び決算並びに予算特別委員会の会議録をホームページに掲載している
中頓別町	議会だよりの発行
清里町	本会議、委員会、特別委員会会議録のホームページ公開
豊浦町	議会開催日や議案の件名などを知らせる新聞折込チラシを毎回配布している
白老町	議会データをホームページで公開の推進を図る
本別町	<ul style="list-style-type: none"> ・議長との対話室(議長が都合のつく時間帯、いつでも対応) ・出前委員会の開催(委員会終了後、意見交換会を実施) ・傍聴者アンケートの実施(年1度) ・町民懇談会(議会報告会含む)の実施(22年度より) ・議会モニター制度導入の検討

9. 平均値に見る議会情報の市民との共有状況

問	問1	問2	問3	問4	問6	問7
設問	情報提供	情報公開	情報提供			情報公開
	インターネット等中継	本会議等の公開	賛否の公開	議会報告会の開催	議会広報	本会議での傍聴者への資料提供
市	2.2	3.6	1.8	1.8	2.8	3.3
町村	1.5	3.2	1.4	1.6	2.1	3.1
全体	1.7	3.3	1.5	1.7	2.3	3.2
全体 主なレベル	行っていない	本会議・委員会の公開	公開していない	実施していない	議会広報発行、ホームページ開設	傍聴者への資料提供見直し中

情報共有手段の市と町村の比較



「コメント」

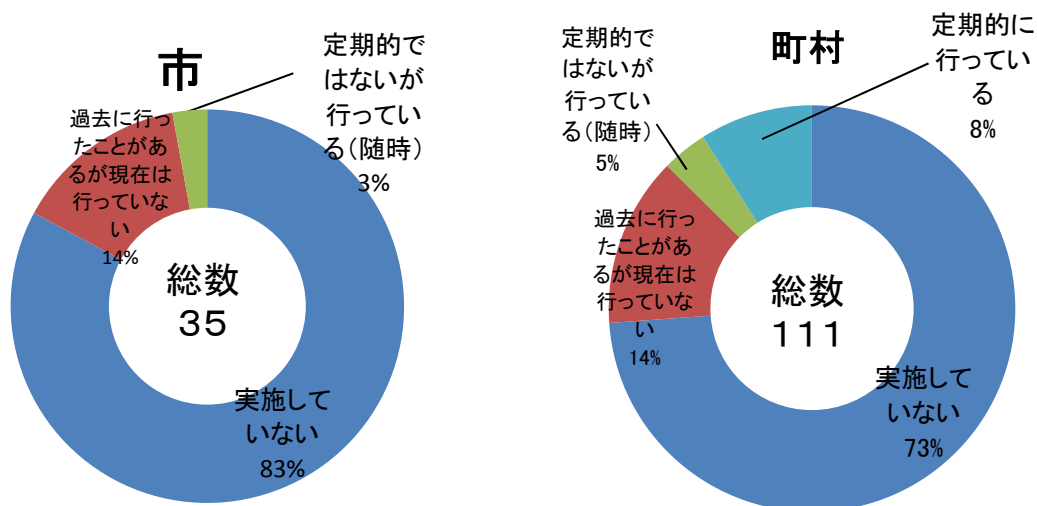
市民と議会の情報共有は、市民が議会に情報を求める『情報公開』と議会が市民に情報を提供する『情報提供』がある。『情報公開』の問2の「本会議等の公開」と問7の「本会議での傍聴者への資料公開」は、その評価レベル3～4と「本会議・委員会の公開」、「傍聴者への資料提供見直し中」であった。それに対し、『情報提供』の問1の「インターネット等中継」、問3の「議案への賛否の公開」、問4の「議会報告会の開催」、問5の「議会広報」は、評価レベル1～2と「実施していない」、「検討中」であった。『情報公開』は市民が議会に来ることを前提とした情報共有であるのに対し、『情報提供』は議会から積極的に市民に情報提供や説明を行う形態の情報共有である。問題は議会が積極的に『情報提供』が行われていないことである。議会は市民への『情報提供』を積極的に行うための議会事務局などの体制強化が必要ではないか。

Ⅲ. 市民参加による議会づくり

1. 土・日・祝日及び夜間の議会開催(問9)

項番	内 容	道	市	自治体名	比率	町村	自治体名	比率	全体	比率
1	実施していない	1	29		83%	82		73%	112	76%
2	過去に行ったことがあるが現在は行っていない		5	函館市、稚内市、紋別市、士別市、千歳市	14%	15	木古内町、八雲町、江差町、沼田町、美瑛町、和寒町、遠別町、斜里町、清里町、小清水町、豊浦町、厚真町、日高町、平取町、清水町	14%	20	14%
3	定期的ではないが行っている(随時)		1	小樽市	3%	5	東川町、猿払村、むかわ町、鹿追町、中札内村	5%	6	4%
4	定期化を検討している		0		0%	0		0%	0	0%
5	定期的に行っている		0		0%	9	福島町、知内町、今金町、中頓別町、置戸町、白老町、大樹町、本別町、浦幌町	8%	9	6%
計		1	35			111			147	

(注)自治体名の詳細は資料編1の回答データ参照願います。



「コメント」

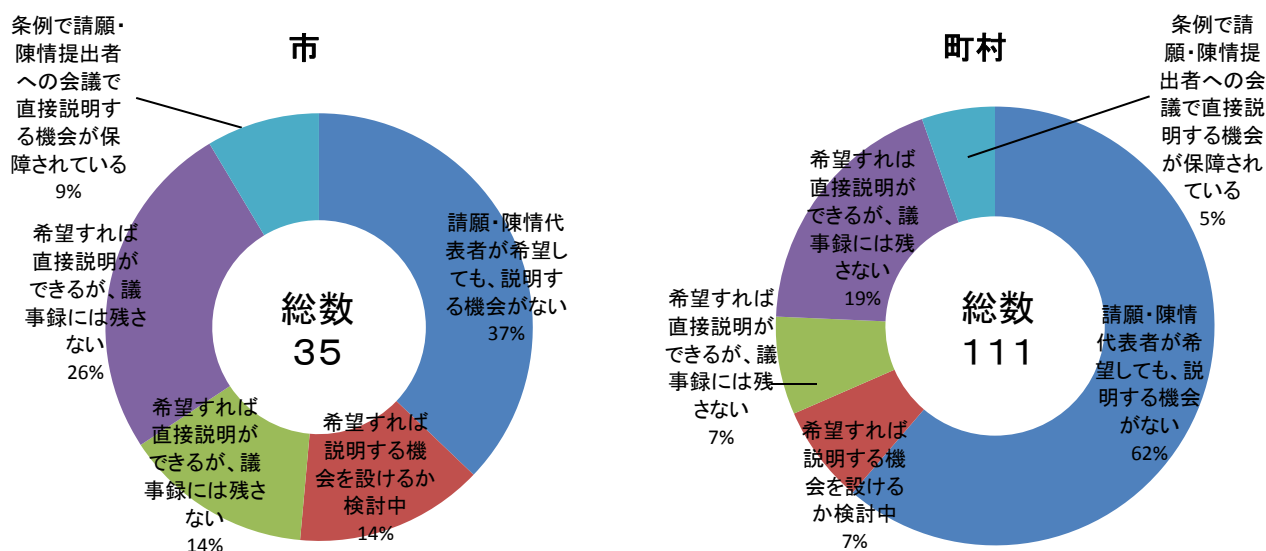
土・日・祝日及び夜間の議会開催については、項番1の「実施していない」と項番2の「過去に行ったことがあるが現在は行っていない」が、市の97%、町村の87%であった。項番3の「随時」が市の3%(小樽市)、町村の5%(東川町、猿払村、むかわ町、鹿追町、中札内村)で行われている。さらに、項番5の「定期的に行っている」は町村の8%(福島町、知内町、今金町、中頓別町、置戸町、白老町、大樹町、本別町、浦幌町)であった。項番5の「土・日・祝日及び夜間の定期的開催」は、市では行われていない。

市民の都合に合わせた、土・日・祝日及び夜間の議会開催が行われることで、市民は議会への関心と身近な議会を実感するのではないかと。また、市民も無関心な市民を卒業し、議会の審議内容に参加をする市民に成長できるのではないかと。

2. 請願・陳情提出者による会議での直接説明の機会の保障(問10)

項番	内容	道	市	比率	町村	比率	全体	比率
1	請願・陳情代表者が希望しても、説明する機会がない		13	37%	68	62%	81	55%
2	請願・陳情代表者が希望すれば説明する機会を設けるか検討中		5	14%	8	7%	13	9%
3	希望すれば直接説明ができるが、議事録には残さない	1	5	14%	8	7%	14	10%
4	希望すれば直接説明ができ、議事録にも残す		9	26%	21	19%	30	20%
5	条例で請願・陳情提出者への会議で直接説明する機会が保障されている		3	9%	6	5%	9	6%
計		1	35		111		147	

(注)自治体名の詳細は資料編1の回答データ参照願います。



「コメント」

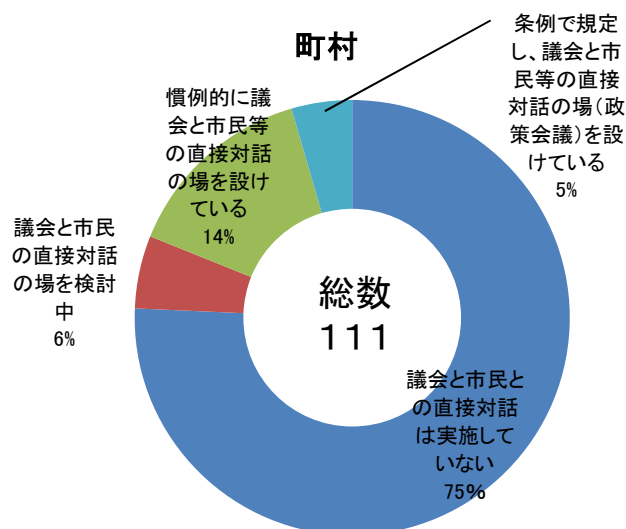
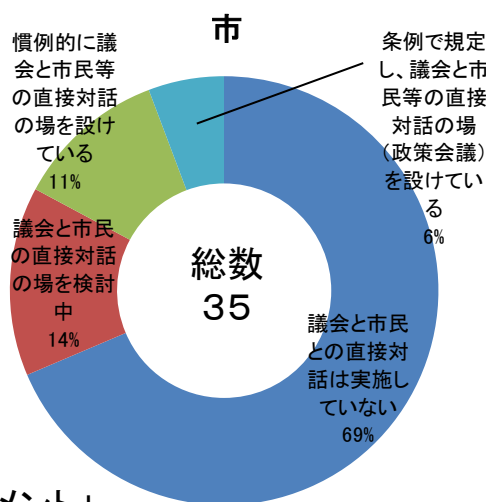
請願・陳情者に直接説明の機会保障については、項番1の「機会がない」と項番2の「検討中」が、市の51%、町村の69%で直接説明の機会保障がされていない。項番3～4の「希望すれば直接説明できる」は市の40%、町村の26%、項番5の「条例に基づき直接説明の機会が保障されている」は、市の9%(帯広市、名寄市、北広島市)、町村の5%(福島町、知内町、今金町、栗山町、和寒町、遠別町)であった。請願・陳情者に直接説明の機会保障は、市、町村共に、低い状態である。

請願・陳情を市民からの政策提案と捉え、市民意見を議会の審議に反映することで、議会への市民参加が実現できるのではないかと。

3. 議会(委員会)と住民との直接対話する場(政策会議)の開催(問11)

項番	内 容	道	市	自治体名	比率	町村	自治体名	比率	全体	比率
1	議会と市民との直接対話は実施していない		24		69%	83		75%	108	74%
2	タウンミーティングや意見交換会といった議会と市民の直接対話の場を検討中		5	旭川市、室蘭市、帯広市、岩見沢市、苫小牧市	14%	7	森町、喜茂別町、月形町、沼田町、豊浦町、浦幌町、別海町	6%	11	7%
3	慣例的に議会と市民等の直接対話の場を設けている	1	4	小樽市、芦別市、富良野市、登別市	11%	16	木古内町、共和町、鷹栖町、和寒町、下川町、中川町、小平町、幌延町、中頓別町、白老町、安平町、平取町、音更町、本別町、白糠町、中標津町	14%	21	14%
4	—				0%			0%		0%
5	条例で規定し、議会と市民等の直接対話の場(政策会議)を設けている		2	名寄市、三笠市	6%	5	福島町、知内町、今金町、栗山町、鹿追町	5%	7	5%
計		1	35			111			147	

(注)自治体名の詳細は資料編1の回答データ参照願います。



「コメント」

政策会議の開催については、項番1の「実施していない」と項番2の「検討中」が、市の83%、町村の81%であった。項番3の「慣例的」と項番5の「条例で規定」は市の17%、町村の19%で、項番5の「条例に基づき政策会議が開催されている」は、市の6%(名寄市、三笠市)、町村の5%(福島町、知内町、今金町、栗山町、鹿追町)であった。政策会議の開催については、市、町村共に、ほとんど、実施されていない状態である。

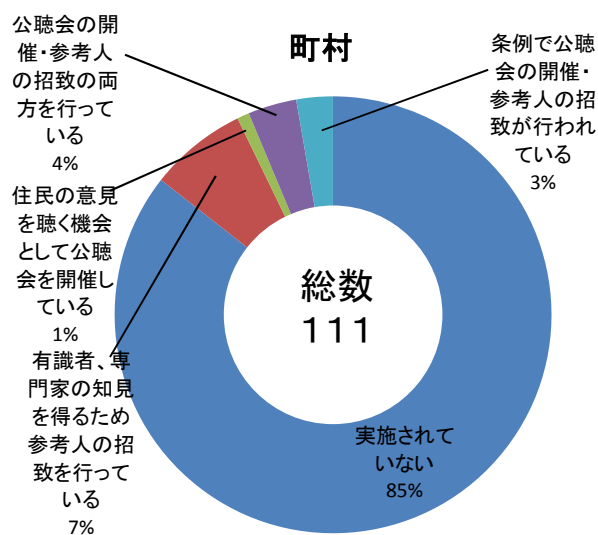
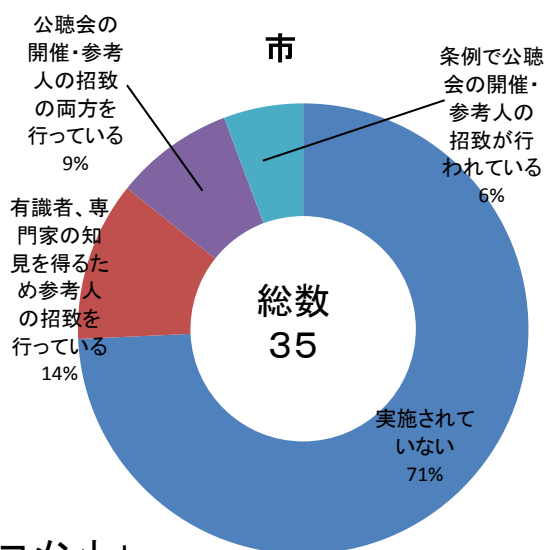
項番5の「政策会議の設置」は、いずれも、議会基本条例が制定されている自治体であった。議会と住民との直接対話する場を設けることは必要なことではないか。

(注)政策会議は栗山町の一般会議と同一のものを言う。

4. 公聴会の開催・参考人の招致(問12)

項番	内容	道	市	自治体名	比率	町村	自治体名	比率	全体	比率
1	実施されていない		25		71%	95		85%	120	82%
2	有識者、専門家の知見を得るため参考人の招致を行っている	1	5	札幌市、苫小牧市、美幌市、千歳市、深川市	14%	8	江差町、厚沢部町、倶知安町、羽幌町、斜里町、白老町、洞爺湖町、池田町	7%	14	9%
3	住民の意見を聴く機会として公聴会を開催している		0		0%	1	知内町	1%	1	1%
4	公聴会の開催・参考人の招致の両方を行っている		3	函館市、岩見沢市、士別市	9%	4	七飯町、新得町、本別町、中標津町	4%	7	5%
5	条例で公聴会の開催・参考人の招致が行われている		2	帯広市、名寄市	6%	3	福島町、栗山町、和寒町	3%	5	3%
計		1	35			111			147	

(注) 自治体名の詳細は資料編1の回答データ参照願います。



「コメント」

公聴会の開催・参考人の招致については、項番1の「実施していない」が、市の71%、町村の85%であった。項番2～5の形態を問わず行われているのは、市の29%、町村の15%で、項番5の「条例に基づき公聴会の開催・参考人の招致されている」は、市の6%(帯広市、名寄市)、町村の3%(福島町、栗山町、和寒町)で、いずれも、議会基本条例が制定されている自治体であった。他に、項番4の「公聴会の開催・参考人の招致の両方」が行われている市は函館市、岩見沢市、士別市で、町村は七飯町、新得町、本別町、中標津町であった。公聴会の開催・参考人の招致については、市、町村共に、ほとんど、実施されていない状態である。

議会としての公聴会の開催・参考人の招致は首長提案の内容が適切・妥当かを議会としてチェックする場となる。公開の場で当事者や利害関係者の意見を幅広く聞き取る機会の提供は市民との課題の共有や市民参加が促進される絶好のチャンスとなるのではないかと。

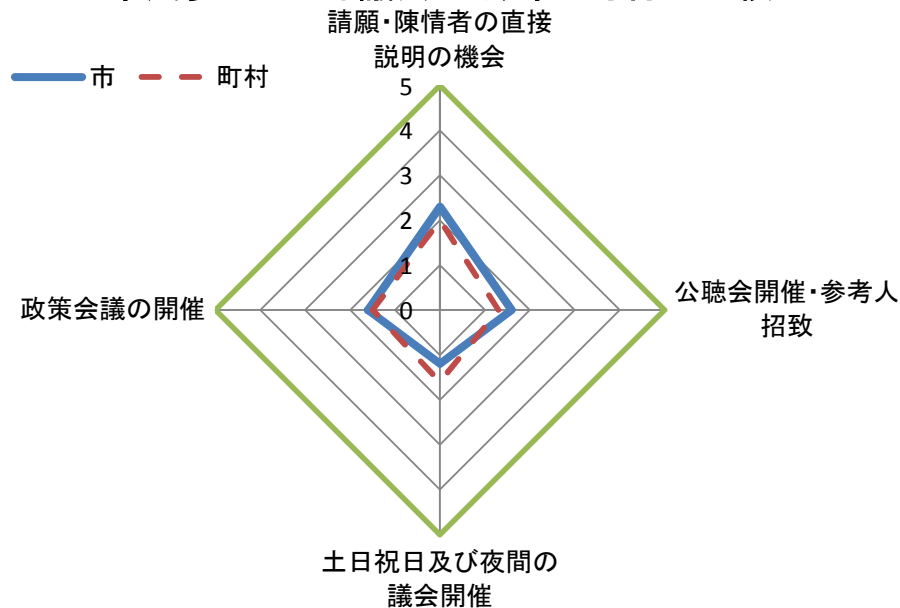
5. 住民参加による議会づくりについて、積極的に取り組んでいる事例がありましたら具体的な内容(問13)

自治体	積極的に取り組んでいる事例
旭川市	議会基本条例策定に向けて、市内8ヶ所で議会基本条例(素案)についての市民説明会を実施。(平成22年5月25日~28日)
釧路市	女性団体協議会との懇談会を、年に数回開催している
帯広市	住民参加による議会づくりについては、今後取り組むべき重要な視点と考えている。条例にその設置が規定されている「市民との意見交換の場」の運用を現在検討中であり、この実施を通じ、住民参加による議会づくりにつなげていきたいと考えている
福島町	議会基本条例の3つの目的の一つとして「わかりやすく町民が参加する議会」を掲げ、主な次の事項を規定している。 ①すべての会議を原則公開 ②議案、調査資料等の情報提供(事前) ③「議会への参画を奨励する規則」 ④議会報告会の開催 ⑤「議会、議員評価」「議会白書」の公表 ⑥採決態度の公表 ⑦政務調査費の公表 ⑧議長、副議長を志す者の所信表明(本会議) ⑨参画者(傍聴者)の討議への参加など
知内町	議会報告会を定期的で開催している。(年2回)
共和町	議会報告会時にアンケート調査を実施
栗山町	議会モニター制度
清里町	各種団体等との「町民懇談会」の実施
音更町	定例会の会期中(本会議の休憩中)、傍聴者に議会に対する要望や意見等を発言する場を設定している

6. 平均値にみる市民参加による議会づくりの状況

問	問9	問10	問11	問12
設問	参加機会拡大		意見交換	参加機会拡大
	土日祝日及び夜間の議会開催	請願・陳情者の直接説明の機会	政策会議の開催	公聴会開催・参考人招致
市	1.2	2.3	1.6	1.6
町村	1.6	2	1.5	1.3
全体	1.5	2.1	1.6	1.4
全体 主なレベル	実施していない	説明機会の検討中	実施していない	実施していない

市民参加による議会づくり市と町村の比較



「コメント」

議会への市民参加は新しい概念ではない。既に、実施されている。しかし、その機能を効果的に果たすことが出来ていなかった。その理由は、議会審議のプロセスに市民が参加をするという意識が議会に希薄であったからではないか。

既に行われている市民参加の機能として、『参加機会拡大』の問9の「土・日・祝日及び夜間の議会開催」は評価レベル1～2の「実施していない」、「過去に行ったことがある」程度である。問10の「請願・陳情提出者による会議での直接説明の機会」は評価レベル2～3の「直接説明の検討中」、「希望すればできる」程度である。同じく問12の「公聴会の開催・参考人の招致」は評価レベル1～2の「実施していない」、「参考人招致を行っている」程度である。新しい市民参加の形態である『意見交換』の問11の「政策会議の開催」は評価レベル1～2の「実施していない」、「検討中」程度であった。

議会への市民参加の項目は総体として、「行っていない」「検討中」レベルで、議会への市民参加が進んでいないことを示している。

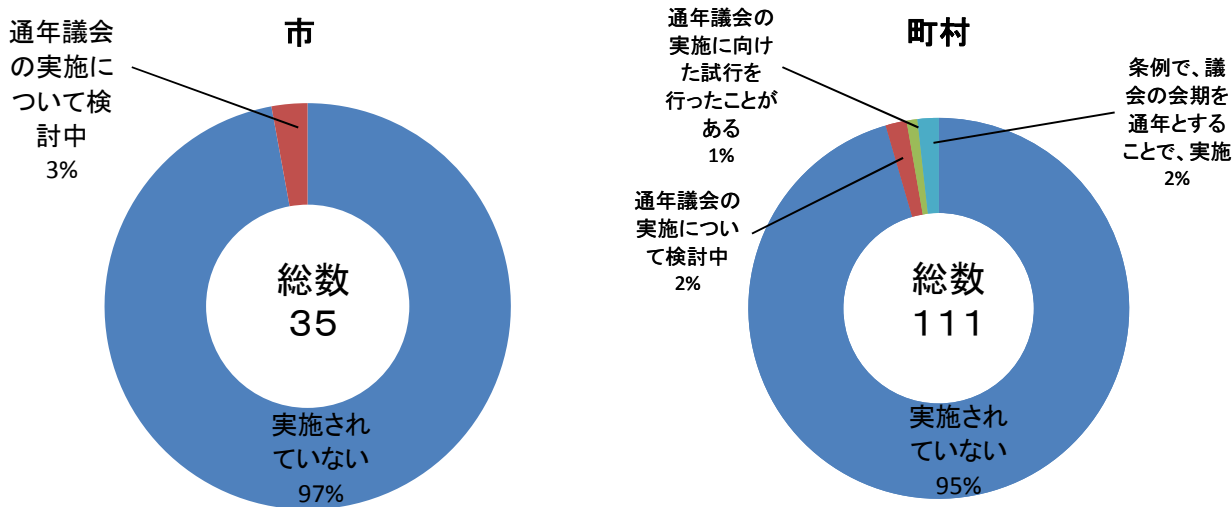
以上のことから、議会の審議過程に市民の意思を反映させる議会への市民参加が求められる。

IV. 行政監視機能

1. 通年議会の実施(問14)

項番	内 容	道	市	自治体名	比率	町村	自治体名	比率	全体	比率
1	実施されていない	1	34		97%	106		95%	141	96%
2	通年議会の実施について検討中		1	旭川市	3%	2	鹿追町、本別町	2%	3	2%
3	通年議会の実施に向けた試行を行ったことがある		0		0%	1	森町	1%	1	1%
4	議会の会期を年末まで設定する議決で実施		0		0%	0		0%	0	0%
5	条例で、議会の会期を通年とすることで、実施		0		0%	2	福島町、白老町	2%	2	1%
計		1	35			111			147	

(注)自治体名の詳細は資料編1回答データ参照願います。



「コメント」

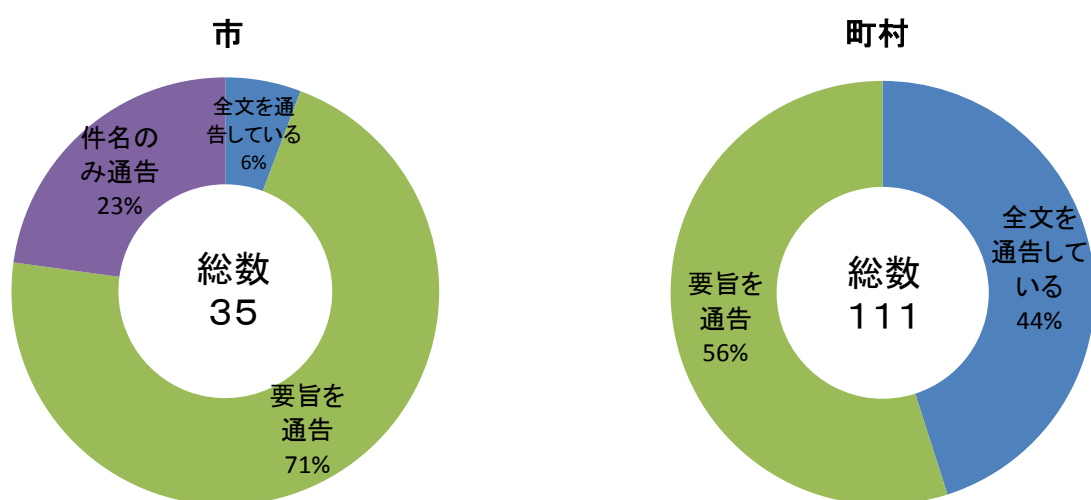
通年議会の実施については、項番1の「実施していない」と項番2の「検討中」は、市の97%、町村の95%であった。項番5の「条例に基づき通年議会を実施している」は、町村の2%(福島町、白老町)であった。項番3の「試行を行ったことがある」は町村の森町のみであった。通年議会の実施については、市、町村共に、ほとんど、実施されていない状態である。これでは、従来型議会から脱皮ができないのではないか。

通年議会は①議会が常に機能する②議員提案がいつでもできる③首長の専決処分の理由をなくする④臨時会を開く必要がないなど、議員の専門性や政策能力など、議会が大きく変わるきっかけとなるのではないか。

2. 本会議の一般質問で質問内容の通告状況(問15)

項番	内容	道	市	比率	町村	比率	全体	比率
1	全文を通告している		2	6%	49	44%	51	35%
2	—						—	
3	要旨を通告		25	71%	62	56%	87	59%
4	件名のみ通告	1	8	23%	0	0%	9	6%
5	通告はしていない		0	0%	0	0%	0	0%
	計	1	35		111		147	

(注)自治体名の詳細は資料編1の回答データ参照願います。



「コメント」

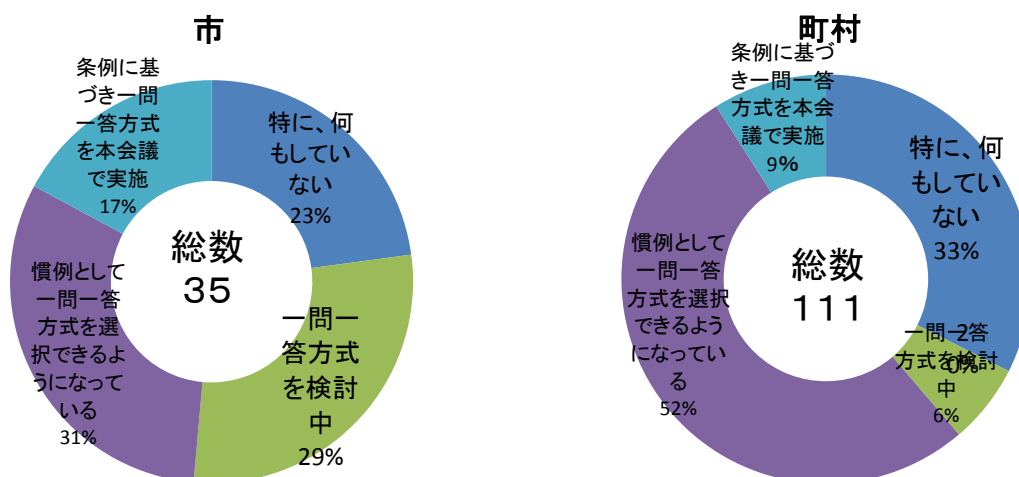
本会議の一般質問で質問内容の通告状況については、項番1の「全文を通告している」は、市の6%に対し、町村では44%となっている。項番3の「要旨を通告」が、市の71%、町村の56%であった。更に、市では項番4の「件名のみ通告」が23%であった。

本会議の一般質問で質問内容の通告状況については、市、町村共に、項番3の「要旨を通告」が多い状態である。

3. 本会議の一般質問で一問一答方式の導入(問16)

項番	内容	道	市	比率	町村	比率	全体	比率
1	特に、何もしていない	1	8	23%	36	33%	45	30%
2	—		—		—		—	
3	一問一答方式を検討中		10	29%	7	6%	17	12%
4	慣例として一問一答方式を選択できるようになっている		11	31%	58	52%	69	47%
5	条例に基づき一問一答方式を本会議で実施		6	17%	10	9%	16	11%
計		1	35		111		147	

(注)自治体名の詳細は資料編1の回答データ参照願います。



「コメント」

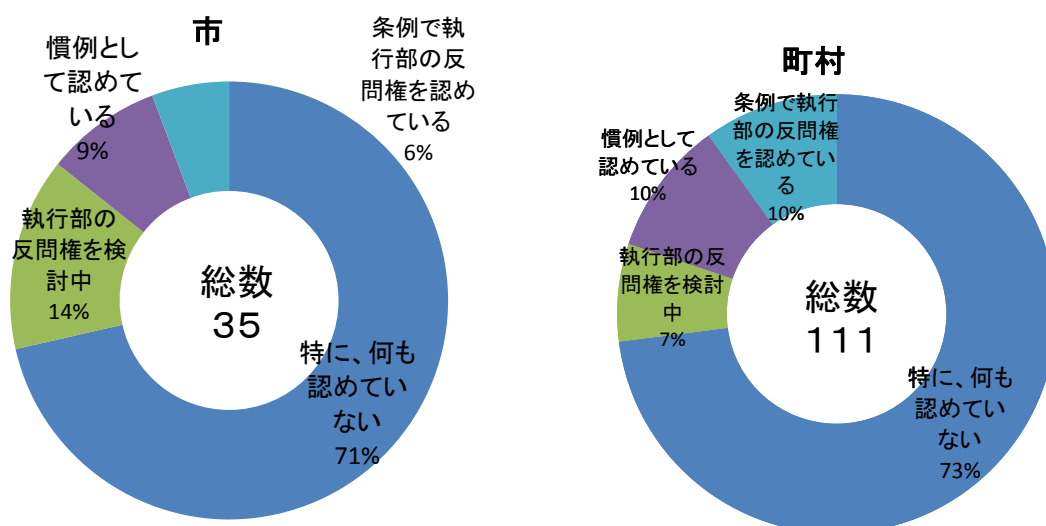
一問一答方式の導入については、項番1の「何もしていない」と項番3の「検討中」が、市の52%、町村の39%であった。項番4の「慣例的」と項番5の「条例で」は市の48%、町村の61%で、項番5の「条例等に基づき政策会議が開催されている」は、市の17%(帯広市、夕張市、留萌市、名寄市、三笠市、北斗市)、町村の9%(松前町、福島町、知内町、今金町、栗山町、和寒町、釧路町、浜中町、白糠町、標津町)であった。一問一答方式の導入については、市、町村共に、これから更に普及が期待される状態である。

議会の本会議では、質問と答弁がまったく噛み合わないことがある。一問一答方式は、質問と答弁により何が課題であるかが明らかになり、また、傍聴者等には、課題の理解やどちらの主張に理があるかがよくわかることではないか。一問一答方式はわかりやすい議会の第一歩ではないか。

4. 執行部の反問権(問17)

項番	内 容	道	市	自治体名	比率	町村	自治体名	比率	全体	比率
1	特に、何も認めていない		25		71%	81		73%	106	72%
2	—		—			—			—	
3	執行部の反問権を検討中		5	小樽市、旭川市、釧路市、網走市、登別市	14%	8	蘭越町、中富良野町、美幌町、雄武町、えりも町、中札内村、広尾町、羅臼町	7%	13	9%
4	慣例として認めている		3	士別市、三笠市、富良野市	9%	11	江差町、せたな町、南幌町、中頓町、斜里町、日高町、平取町、清水町、豊頃町、別海町、中標津町	10%	14	9.5%
5	条例で執行部の反問権を認めている	1	2	帯広市、名寄市	6%	11	福島町、知内町、今金町、ニセコ町、栗山町、和寒町、苫前町、白老町、鹿追町、足寄町、標津町	10%	14	9.5%
計		1	35			111			147	

(注)自治体名の詳細は資料編1回答データ参照願います。



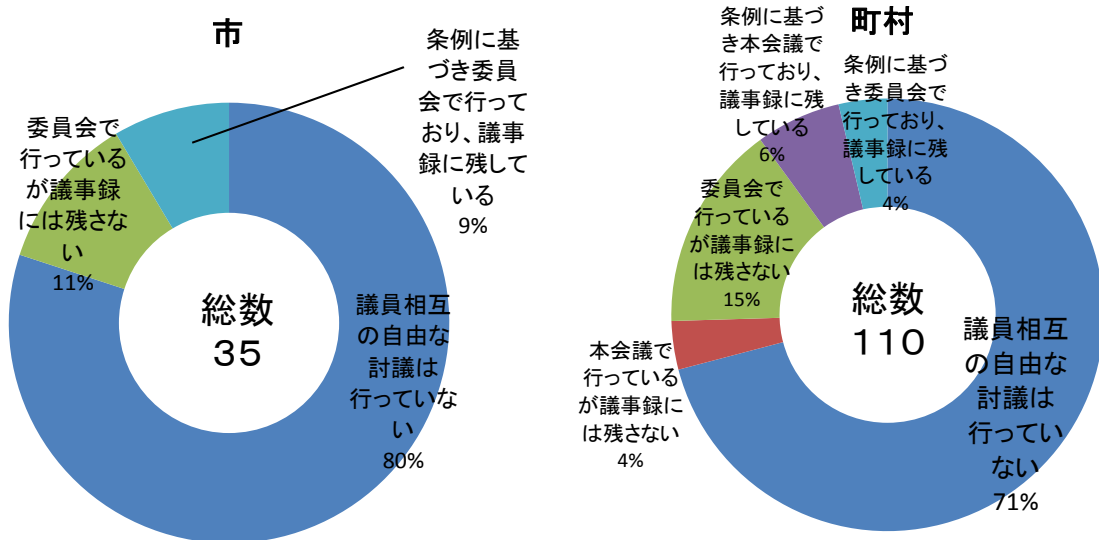
「コメント」

執行部の反問権については、項番1の「何も認めていない」と項番3の「検討中」が、市の85%、町村の80%であった。項番4の「慣例的」と項番5の「条例で」は市の15%、町村の20%で、項番5の「条例に基づき執行部の反問権が認められている」は、市の6%(帯広市、名寄市)、町村の10%(福島町、知内町、今金町、ニセコ町、栗山町、和寒町、苫前町、白老町、鹿追町、足寄町、標津町)であった。

5. 議員相互の自由な討議(問18)

項番	内容	道	市	比率	町村	比率	全体	比率
1	議員相互の自由な討議は行っていない		28	80%	78	71%	106	73%
2	本会議で行っているが議事録には残さない		0	0%	4	4%	4	3%
3	委員会で行っているが議事録には残さない		4	11%	17	15%	21	14%
4	条例に基づき本会議で行っており、議事録に残している		0	0%	7	6%	7	5%
5	条例に基づき委員会で 行っており、議事録に残している	1	3	9%	4	4%	8	5%
計		1	35		110		146	

(注)自治体名の詳細は資料編1の回答データ参照願います。



「コメント」

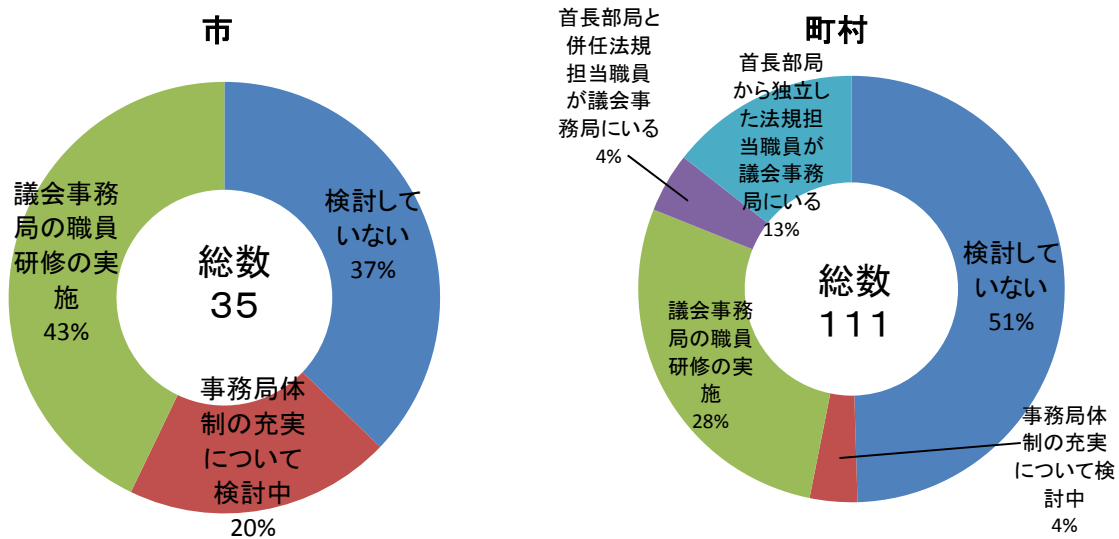
議員相互の自由な討議については、項番1の「行っていない」が、市の80%、町村の71%であった。町村議会の方が市議会より自由な討議が行われている。自由な討議の中心が項番3と項番5の「委員会」というのは、市では20%、町村では19%、一方、項番2と項番4の「本会議」というのが市は0%に対し、町村は10%となっている。項番5の「条例に基づき委員会での自由な討議」は市の9%(帯広市、名寄市、三笠市)、町村の4%(当別町、福島町、栗山町、足寄町)であった。また、項番4の「条例に基づき本会議での自由な討議」は町村の9%(知内町、今金町、和寒町、えりも町、鹿追町、新得町、浜中町)であった。

議員相互の自由な討議については、市は委員会中心、町村は本会議と委員会で
行われている。

6. 事務局体制の充実(問19)

項番	内容	道	市	比率	町村	比率	全体	比率
1	検討していない		13	37%	57	51%	70	48%
2	事務局体制の充実について検討中		7	20%	4	4%	11	7%
3	議会事務局の職員研修の実施		15	43%	31	28%	46	31%
4	首長部局と併任法規担当職員が議会事務局にいる		0	0%	4	4%	4	3%
5	首長部局から独立した法規担当職員が議会事務局にいる	1	0	0%	15	13%	16	11%
計		1	35		111		147	

(注)自治体名の詳細は資料編1の回答データ参照願います。



「コメント」

事務局体制の充実については、項番1の「検討していない」が、市の37%、町村の51%であった。町村議会の方が市議会より事務局体制の充実について検討が行われていない。項番4～5の「法規担当職員がいる」と回答したのは、市は0%に対し、町村では17%であった。項番3の「職員研修の実施」は、市の43%、町村の28%であった。

議会の情報共有や市民参加の充実のためには、議会事務局の体制強化が行わなければならないのではないかと。

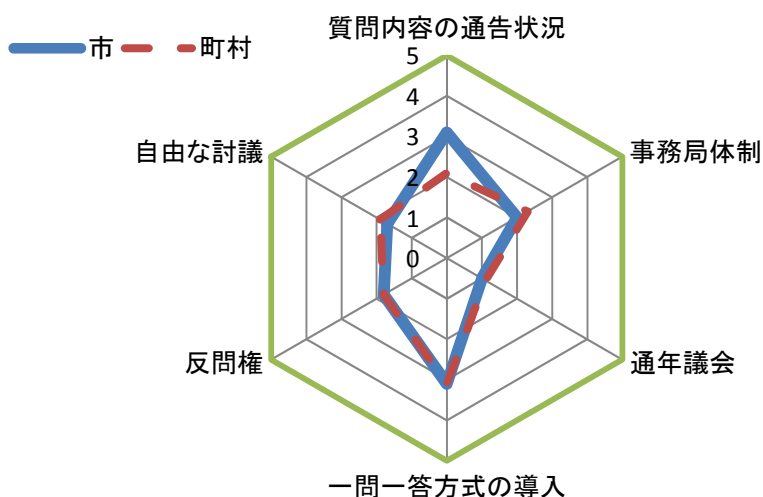
7. 行政監視機能について、積極的に取り組んでいる事例がありましたら具体的な内容(問20)

自治体	積極的に取り組んでいる事例
帯広市	当市議会では、従前から委員会中心主義を採用し、常任委員会においては閉会中継続して調査を実施しており、きめ細かな所管事務調査を行うことで、行政に対する監視機能の充実を図ってきた。また、平成21年からは、この監視機能に加え、委員会としての政策提言を目指した調査にも取り組んでいる
苫小牧市	決算委員会において、証書類の閲覧を行っている
福島町	①法定以外の執行機関の附属機関に議員が就任しない。②政策形成過程の資料提出の義務化、行政・事務事業評価の実施③議決事件の大幅な拡大④文書質問制度⑤議員定数、議員歳費の適正化
白老町	各委員会において、所管事務調査として積極的に政策形成過程にかかわる取組みをしており、首長が政策方針を掲げたり、計画策定の当初段階から所管事務調査により調査し、住民の広聴を図りながら議会としての意見を加えている

8. 平均値にみる行政監視機能

問	問14	問15	問16	問17	問18	問19
設問	行政監視				合意形成	行政監視
	通年議会	質問内容の 通告状況	一問一答方 式の導入	反問権	自由な討議	事務局体制
市	1	3.1	3.1	1.8	1.7	2
町村	1.1	2.1	3.1	1.8	1.9	2.3
全体	1.1	2.4	3.1	1.8	1.7	2.2
主なレベル	実施してい ない	要旨通告	検討中	認めてい ない	行っていない	体制充実検 討中

行政監視機能の市と町村の比較



「コメント」

『行政監視』としての問14の「通年議会」は評価レベル1～2の「実施されていない」、「検討中」程度であった。問15の「本会議の一般質問で質問内容の通告状況」は「要旨を通告」程度となっている。また、問16の「本会議の一般質問で一問一答方式の導入」は評価レベル3～4の「一問一答方式を検討中」、「慣例として一問一答方式を選択できるようになっている」であった。また、問17の「執行部の反問権」は評価レベル1～2の「特に、何も認めていない」、「検討中」程度であった。問19の「事務局体制の充実」は評価レベル2～3の「事務局体制の充実について検討中」、「議会事務局の職員研修の実施」程度であった。今まで行われていた『行政監視』が高いレベルとは言えない現状であった。

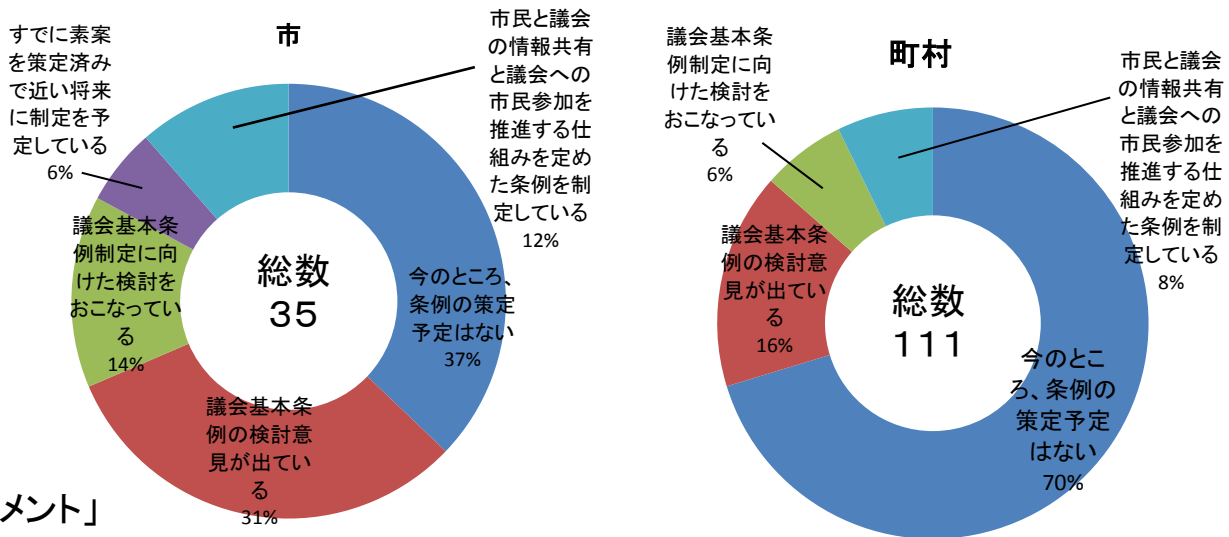
議員間の『合意形成』としての問18の「議員相互の自由な検討」は評価レベル1～2の「議員相互の自由な討議は行っていない」、「本会議で行っている」であった。議会は『行政監視』や議員間の『合意形成』の充実が求められる。

V. 議会改革

1. 議会基本条例の検討状況(問21)

項番	内 容	道	市	自治体名	比率	町村	自治体名	比率	全体	比率
1	今のところ、条例の策定予定はない		13		37%	77		70%	90	61%
2	議会基本条例の検討意見が出ている		11	小樽市、網走市、苫小牧市、士別市、根室市、千歳市、滝川市、砂川市、恵庭市、伊達市、石狩市	31%	18	森町、八雲町、上ノ国町、蘭越町、共和町、仁木町、余市町、南幌町、増毛町、猿払村、中頓別町、清里町、遠軽町、雄武町、安平町、むかわ町、新ひだか町、別海町	16%	29	20%
3	議会基本条例制定に向けた検討をおこなっている		5	札幌市、釧路市、夕張市、岩見沢市、江別市	14%	7	長万部町、美幌町、斜里町、中札内村、広尾町、本別町、白糠町	6%	12	8%
4	すでに素案を策定済みで近い将来に制定を予定している		2	旭川市、登別市	6%	0		0%	2	1%
5	市民と議会の情報共有と議会への市民参加を推進する仕組みを定めた条例を制定している	1	4	帯広市、美瑛市、名寄市、三笠市、	12%	9	福島町、知内町、今金町、ニセコ町、栗山町、和寒町、下川町、白老町、鹿追町	8%	14	10%
計		1	35			111			147	

(注)自治体名の詳細は資料編1回答データ参照願います。



「コメント」

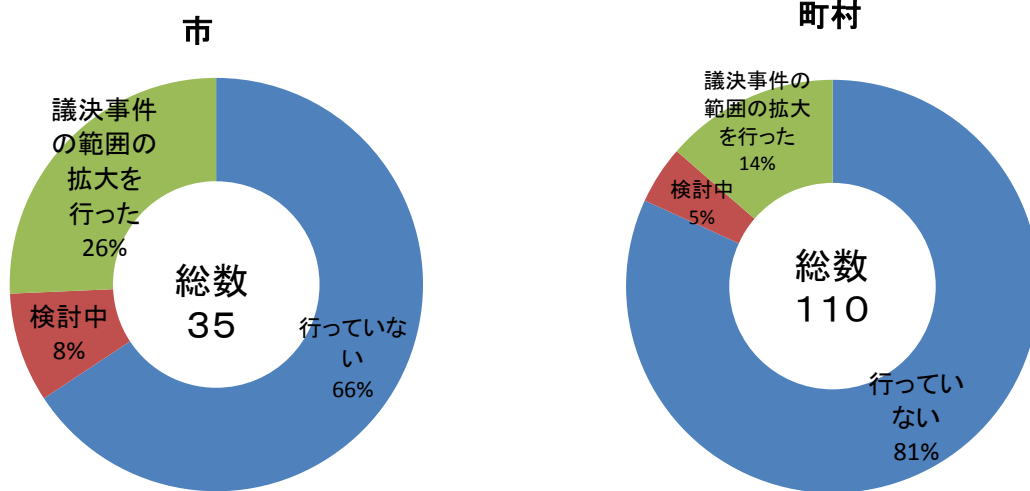
議会基本条例の検討状況については、項番1の「条例策定の予定ない」が、市の37%、町村の70%であった。市議会の方が町村議会より議会基本条例策定の意欲がある。項番2の「検討意見が出ている」と項番3の「検討を行っている」は、市では45%、町村では22%であった。更に、項番4の「策定済み」と項番5の「条例制定」は、市の18%に対し、町村は8%であった。項番4の「策定済み」は市の6%（旭川市、登別市）、項番5の「条例制定」は、市の12%（帯広市、美瑛市、名寄市、三笠市）、町村の8%（福島町、知内町、今金町、ニセコ町、栗山町、和寒町、下川町、白老町、鹿追町）であった。

議会基本条例の検討状況については、実際に議会基本条例等制定がされている道市町村は5.6%（10道市町村：北海道、名寄市、三笠市、帯広市、栗山町、福島町、知内町、今金町、和寒町、鹿追町=10/180）であった。

2. 議会の議決事件の範囲の拡大(問22)

項番	内容	道	市	自治体名	比率	町村	自治体名	比率	全体	比率
1	議決事件の範囲の拡大を行った		9	小樽市、旭川市、室蘭市、釧路市、帯広市、苫小牧市、稚内市、芦別市、名寄市	26%	15	福島町、知内町、今金町、余市町、栗山町、鷹栖町、東川町、和寒町、遠軽町、雄武町、白老町、日高町、鹿追町、池田町、浜中町	14%	24	17%
2	行っていない	1	23		66%	90		81%	114	78%
3	検討中		3	登別市、恵庭市、石狩市	8%	5	長万部町、芽室町、広尾町、足寄町、厚岸町	5%	8	5%
計		1	35			110			146	

(注)自治体名の詳細は資料編1の回答データ参照願います。



「コメント」

議会の議決事件の範囲の拡大にどのように取り組まれているか質問したところ、項番1の「議決事件の範囲の拡大」は、市の26%（小樽市、旭川市、室蘭市、釧路市、帯広市、苫小牧市、稚内市、芦別市、名寄市）、町村の14%（福島町、知内町、今金町、余市町、栗山町、鷹栖町、東川町、和寒町、遠軽町、雄武町、白老町、日高町、鹿追町、池田町、浜中町）で取り組まれていた。

項番2の「行っていない」と項番3の「検討中」が、市では74%、町村では86%であった。

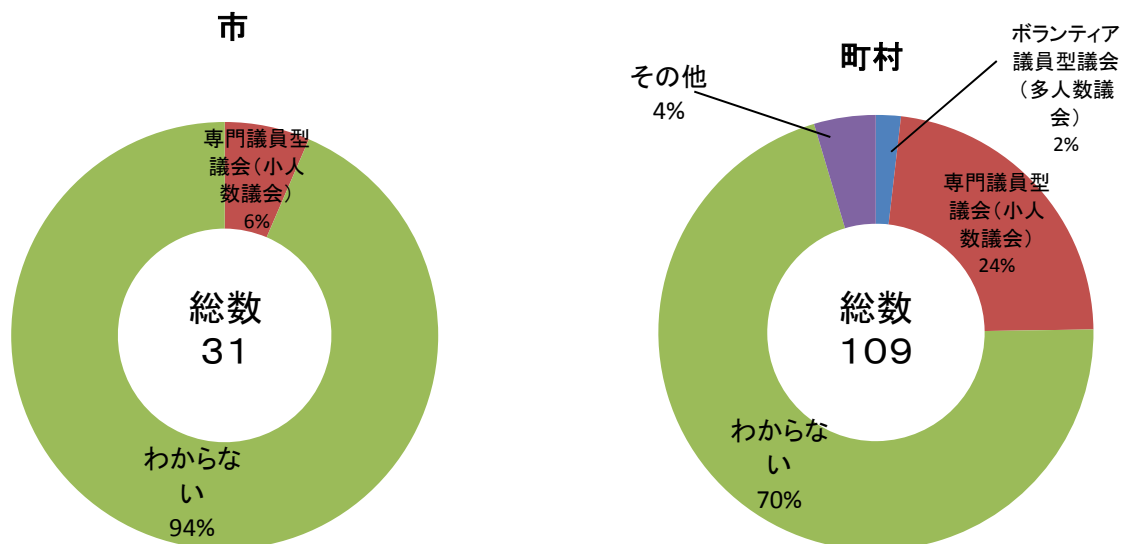
市町村が行った議決事件の拡大内容(問22)

自治体	議決事件の拡大内容	行った理由
小樽市	定住自立圏形成協定の締結、変更、廃止に関する事項	国の指導による
旭川市	市が定住自立圏形成協定の締結若しくは変更をし、または当該協定の廃止を求める旨の通知をすること	総務省が推進する定住自立圏構想において、中心市である本市と周辺町とが定住自立圏の形成に係る協定の締結をすること等のため
室蘭市	室蘭市定住自立圏形成協定の議決に関する条例H22.3.25議決	西いぶり定住自立圏の中心市となることを宣言したため、定住自立圏形成協定の締結、変更及び同協定の廃止を求める旨の通告を市議会の議決すべき事件とするため
釧路市	定住自立圏協定の締結、変更、廃止を求める旨の決定(平成21年12月11日より)	国の定住自立圏構想における周辺町村との定住自立圏形成協定について、その締結等を行う場合において、地方自治法第96条第2項に基づく議会の議決を要することから
帯広市	「都市宣言」、「姉妹及び友好都市の提携」に関すること	地方自治法第96条第2項の規定に基づく議決事件については、「『地方分権と市議会の活性化』に関する調査研究報告書(全国市議会議長会)」や「第28次地方制度調査会」の答申を参考としつつ、それまで、事実上、議会として議決してきた「都市宣言」及び「姉妹及び友好都市の提携」を、平成18年3月に議決事件として条例化した
苫小牧市	苫小牧東部開発に関する基本方針を定めること	市政における重要案件であるため
稚内市	<ul style="list-style-type: none"> ・稚内市総合計画に係る基本計画 ・稚内市都市計画マスタープラン ・稚内市一般廃棄物処理基本計画 ・稚内市高齢者保健福祉計画 ・稚内市介護保険事業計画 ・稚内市次世代育成支援行動計画 ・稚内市障害者計画 環境基本計画 	稚内市にとって、特に重要な案件であるため
芦別市	市道に国の林道を設定すること	市町村道を併用の林道に設定する場合は、道路法上、道路管理者である市長村長の権限において処理し得るという明確な根拠がないと判断されるので
名寄市	<ul style="list-style-type: none"> ・法第2条第4項の基本構想及び総合計画・都市計画マスタープラン・住宅再生マスタープラン ・高齢者保健医療福祉計画・介護保険事業計画・次世代育成支援行動計画 	
福島町	<ul style="list-style-type: none"> ①総合計画 ②過疎地域自立促進市町村計画 ③まちづくり行財政推進プラン ④都市計画 ⑤町地域防災計画 ⑥地域マリンビジョン計画 ⑦農業振興地域整備計画 ⑧森林整備計画 ⑨福島町地域福祉計画 ⑩住宅マスタープラン ⑪高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 ⑫次世代育成支援行動計画 	代表機関である議会が、町政における重要な計画等の決定に参画する観点と、同じく代表機関である町長の政策執行上の必要性を比較考量し、その決定に当たっては議会としての議決責任という役割を町長等と公平に分担するという観点に立つものである
知内町	町の総合計画、高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画、次世代育成支援行動計画	町の長期行政計画には、議会はこれまで深く関わってこなかったことから、重要な長期行政計画には積極的に関与すべきとの考えによる
今金町	総合計画、都市計画マスタープラン、住宅マスタープラン、保健福祉総合計画、次世代育成支援行動計画	町民に対して直接関係の大きいと認められる計画について、決定に参画できる機会を確保する
余市町	定住自立圏の形成に関する協定	定住自立圏の形成に係る協定締結のため
栗山町	基本構想及び総合計画、都市計画マスタープラン、住宅マスタープラン、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、次世代育成支援行動計画	町政における重要な計画の決定に議会として参画するため
鷹栖町	名誉町民の決定	経緯不明
東川町	姉妹都市提携について	
和寒町	基本構想に基づく総合計画(基本計画)、次世代育成支援行動計画、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、農業農村振興計画、森林整備計画、公共賃貸住宅ストック活用計画、地方自治法第221条第3項に基づく出資に関する部分	議会と町長等が透明性の高い責任を担うため
遠軽町	<ul style="list-style-type: none"> ・町の基本構想に係る基本計画に関すること。 ・町の本又は町の花の制定に関すること。 ・町民憲章を制定し、又は改廃に関すること。 ・町章に関すること。 ・姉妹都市又は友好都市の提携に関すること。 ・自主財政計画に関すること 	他自治体の状況を踏まえ、当町においても条例を制定し議会の議決すべき事項を明確にすべきという議員意見があり、総務常任委員会で協議の結果、議員発議で条例を制定した
雄武町	地方自治法第2条第4項の規定に基づく基本構想に係る基本計画	各行政分野における施策について総合的かつ体系的に示す基本計画を議会の議決事項に追加指定する必要があると認められるため
白老町	友好都市及び姉妹都市の締結、まちづくりに関する憲章及び宣言	現在、各種の計画策定を議決事件にする検討をしている
日高町	基本構想に基づく基本計画の策定	議会改革の一環として実施
鹿追町	基本構想及び総合計画、公営住宅ストック総合活用計画等	決定に参画できる機会の確保
池田町	町立病院改築基本計画	町政における重要な計画等の決定に議会が参画するため
浜中町	定住自立圏形成協定に係るもの	地方自治法第96条第2項

3. 地方自治法の一部改正に議員定数の法定上限の撤廃が挙げられておりますが、今後の議会の在り方の方向性をどのように考えているか(問23)

項番	内容	道	市	比率	町村	比率	全体	比率
1	ボランティア議員型議会(多人数議会)		0	0%	2	2%	2	1%
2	専門議員型議会(小人数議会)		2	6%	26	24%	27	19%
3	わからない	1	29	94%	76	70%	107	76%
4	その他		0	0%	5	4%	5	4%
	計	1	31		109		141	

(注)自治体名の詳細は資料編1の回答データ参照願います。



「コメント」

議員定数の法定上限の撤廃が議論されている不確実な中での質問ではありましたが、今後の議会の在り方の方向性について、市・町村共に、項番3の「わからない」が多数を占める中で、項番2の「専門議員型議会(小人数議会)」が市では6%、町村では24%、項番1の「ボランティア議員型議会(多人数議会)」は、市は0%、町村では2%であった。専門議員型議会の方がボランティア議員型議会より多い結果であった。

4. 貴議会において、今後の課題、あるいは解決したい問題点と思われる事柄(問24)

NO	自治体	今後の課題、解決したい問題
1	釧路市	「市民に開かれた、わかりやすい議会」を目指すことを課題としている
2	帯広市	平成22年4月1日に施行した議会基本条例の実効のある運用が今後の課題と考えている。今後も、住民にとって「開かれた議会」、「わかりやすい議会」、「信頼を寄せられる議会」となるよう、継続的な取り組みを行う考えである
3	留萌市	市民の議会に対する関心度が低い
4	苫小牧市	閉会中継続審査案件のない委員会の閉会中の開催
5	江別市	議会改革の在り方について
6	土別市	議会報告会、あるいは意見交換会等、市民と直接対話の場を設けることを検討する必要がある
7	根室市	議会改革
8	千歳市	議員有志による議会改革の取り組みに向けた勉強会を開催しており、討議を重ねる中で、今後の課題や問題点が検討されていくものと思われま
9	滝川市	議会基本条例の制定、反問権の導入、議会報告会の実施等
10	深川市	議会だよりの作成は、現在事務局ですべて行っているが、今後は議員が主体となって作成すべきではないかという議論の最中である。また、代表質問制の導入を検討中である
11	福島町	議会基本条例で目的としている、「町民が実感できる政策を提言する議会」「わかりやすく町民が参加できる議会」「しっかりと討議する議会」の達成のため、これらの具体的な取り組みのルールづくりなどを早期に行いたい
12	知内町	議員定数及び議員報酬の見直しについて
13	森町	現在、議会改革等調査特別委員会を立ち上げて調査中
14	八雲町	議会基本条例の制定については、全ての議員が前向きである。しかし、「条例」ありきの条例づくりではなく、自分たちの活動に必要な性をもった「条例」づくりに取り組みたい考えがあり、議会改革を含め、少し時間がかかりそうである
15	上ノ国町	定数減、議員報酬減により議員のなり手がない
16	今金町	制定後4年目をむかえ、基本条例の検証・見直しを22年中に行う
17	せたな町	議会として有する基本的な役割に加え、監視・評価機能、政策立案機能の強化を図るためには、真に町民を基本とした考え方に立ったさまざまな事項の改革が必要と思われる
18	栗山町	・議会モニターの有効な活用 ・議会報告会の方向性 (議会決定事項の報告の場としての報告会から、決定前に住民の意見を聞く機会としての意見交換会的な場への転換など)
19	雨竜町	議会の活性化
20	沼田町	住民説明会の開催を検討中
21	当麻町	議員会の中で一部の議員から、栗山町の議会改革を勉強しようという動きがでてきた。議員自ら真剣に取り組む姿勢が生まれ、急ぐことなく着実に意識改革し地道に取り組まれることを期待している
22	上川町	議会の活性化に向けての4点について、下記のとおり協議することを検討中 ①各種団体との懇談会の実施 ②子ども議会、女性議会の実施 ③登庁日の設定 ④財政健全化指標勉強会の実施
23	中富良野町	議会広報誌をホームページ上で掲載したい
24	羽幌町	各常任委員会単位で実施したことがある報告会や意見交換(懇談)会を全議員による報告会や意見交換会として継続的に実施することが今後の課題として考えられる
25	猿払町	議員定数 議会基本条例の制定 通年議会 住民との直接対話(政策会議等)の実施 執行部の反問権 議員相互の自由討議
26	美幌町	問21の補足説明欄にも記載したが、議会も参画した中で自治基本条例の制定に向けた協議・検討が進んでおり、今後、議論が本格化することになる。条例制定は目的ではなく手段であることを理解し、美幌に見合った「生きた条例」となるよう十分に議論を尽くさなければならないが、議会としてそのような環境を整えられるのか、議会事務局の立場としては正直なところ不安を感じている
27	清里町	議会中継
28	白老町	現在、第3次議会改革に取り組んでいる最中であり、これの推進検討が当面の課題である。また、特別職報酬答申議会から議員報酬の大幅な引上げの答申が過去2年間出されており、財政の健全化に努力している中で、職員の人件費等をカットしている現状から、議会内で議論しているが全面的に引き上げという方向にはなっておらず、結論がなかなか決まらない
29	むかわ町	議会基本条例の制定
30	日高町	当町議会の特性と独自性を把握したなかでの議会改革や機能強化が課題
31	中札内村	少人数議会での委員会活動の活性化が課題である
32	更別村	全員協議会を正規な議会活動として位置付けること
33	豊頃町	「一問一答方式」や「反問権」について「試行」で行っているが、運営基準においてそれらを規定する検討を行うこととしている
34	厚岸町	開かれた議会・町民参加の議会に向けて、議会としてどう取り組んでいくかが問われている問題であり、現在、議会改革として議員協議会で議論中である
35	別海町	・自治基本条例及び議会基本条例の制定についての検討 ・議員定数、議員報酬のあり方についての検討

5. 貴議会において、参考になる、あるいは参考にしている他自治体議会(問25)

NO	自治体	参考にしている他自治体議会
1	北海道	事案に応じ、先進都府県又は市町村を参考にさせていただいている
2	旭川市	会津若松市議会、栗山町議会
3	釧路市	議会運営全般において、特定の自治体議会を参考としていないが、議会基本条例の制定に向け、平成21年に、前伊賀市議会事務局長を講師に迎え議会基本条例研修会を開催した
4	帯広市	参考とする特定の他市議会はないが、議会改革等の検討を行う場合には、近隣町村の議会、人口規模が同程度の市議会、道内10万人都市の議会などと情報交換を行いながら、検討作業を重ねている。
5	美唄市	特に参考にしている他議会はないが、協議の場において話題となるのが、ニセコ町、栗山町である
6	根室市	道内及び全国各市議会の状況を参考にしている
7	歌志内市	登別市議会・白老町議会
8	深川市	道内の各市議会
9	福島町	三重県議会、栗山町議会、白老町議会
10	知内町	・北海道 栗山町議会、今金町議会
11	木古内町	栗山町議会
12	七飯町	栗山町・福島町
13	森町	白老町議会・栗山町議会・福島町議会
14	八雲町	栗山町議会の活動は、先進的事例として参考にさせていただいている
15	今金町	栗山町
16	喜茂別町	栗山町議会、福島町議会
17	京極町	福島町
18	余市町	福島町議会など
19	栗山町	・福島県会津若松市議会 ・北海道福島町議会
20	幌加内町	栗山町議会
21	上富良野町	栗山町議会、白老町議会、福島町議会
22	中富良野町	福島町、栗山町、白老町
23	和寒町	栗山町議会、福島町議会、白老町議会
24	中川町	栗山町議会
25	猿払村	栗山町議会等
26	美幌町	議会運営委員会が議会改革(インターネット中継・反問権など)に取り組む過程において、視察した他自治体議会は次のとおり。 平成19年度:音更町議会、幕別町議会、安平町議会、留萌市議会 平成20年度:黒松内町議会、白老町議会、仁木町議会
27	清里町	福島町・栗山町・白老町
28	豊浦町	白老町・福島町・栗山町
29	白老町	全国の先進的な事例は参考にしている。(北海道福島町ほか)
30	厚真町	白老町議会・栗山町議会・福島町議会
31	洞爺湖町	福島町議会(北海道)、白老町議会(北海道)、栗山町議会(北海道)
32	芽室町	議会報告会の開催については、栗山町議会、登別市議会を参考にした経緯はある
33	広尾町	栗山町議会、白老町議会
34	厚岸町	特に挙げる自治体はないが、各市町村での事例等を参考に、当町独自の考え方による課題解決が必要である
35	別海町	北海道栗山町、福島町

6. 議員提案により制定した条例(議員定数条例は除く)(問26)

NO	自治体	議員提案により制定した条例
1	北海道	・北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例 ・北海道歯・口腔の健康づくり8020推進条例
2	札幌市	・札幌市たばこの吸い殻及び空き缶等の散乱の防止等に関する条例(通称:ポイ捨て等防止条例) ・札幌市住宅耐震化促進条例 ・札幌市文化芸術振興条例 ・札幌市住宅耐震化促進条例の一部を改正する条例 ・札幌市環境負荷の低減等のための住宅リフォームの促進に関する条例(通称:住宅エコリフォーム条例)
3	函館市	函館市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例(H19.12.19)
4	小樽市	小樽市非核港湾条例案
5	釧路市	・釧路市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の特例に関する条例 ・釧路市議会委員会条例の一部を改正する条例
6	帯広市	・専決処分事項の指定についての一部改正 ・帯広市議会の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正
7	北見市	北見市住宅改修促進助成条例
8	岩見沢市	・岩見沢市議会政務調査費交付に関する条例の一部改正 ・議員及び市長の選挙運動費用の公費負担に関する条例の一部改正
9	苫小牧市	・苫小牧市民文化芸術振興条例 ・苫小牧市民文化芸術振興基金条例
10	名寄市	名寄市議会基本条例
11	三笠市	三笠市議会基本条例
12	千歳市	・千歳市議会委員会条例 ・千歳市議会事務局設置条例 ・千歳市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例
13	登別市	「登別市不法投棄、ポイ捨て及びペットのふんの放置防止条例」
14	松前町	・議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正(報酬並びに手当の削減)
15	福島町	・議会基本条例 ・議会会議条例 ・議会基本条例に関する諮問会議条例 ・福島町議会議員の不当要求行為等を防止する条例 ・議員研修条例
16	知内町	知内町議会基本条例
17	木古内町	議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する支給条例の一部を改正する条例制定
18	七飯町	七飯町議会議員政治倫理条例
19	八雲町	八雲町議会委員会条例
20	喜茂別町	喜茂別町議会情報公開条例
21	倶知安町	倶知安の美しい風景を守り育てる条例
22	共和町	議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例
23	余市町	・余市町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例 ・余市町議会委員会条例の一部を改正する条例 ・余市町政治倫理条例
24	栗山町	議会基本条例
25	月形町	・月形町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 ・月形町議会議員の政務調査費交付に関する条例を廃止する条例
26	妹背牛町	・妹背牛町議会の定例会の回数を定める条例 ・妹背牛町議会委員会条例 ・妹背牛町議会議員報酬及び費用弁償等に関する条例
27	和寒町	・和寒町議会基本条例 ・和寒町議会会議条例
28	下川町	下川町議会の政務調査費の交付に関する条例
29	増毛町	増毛町町民投票条例
30	遠別町	遠別町議会議員の報酬の特例措置に関する条例(H21.3.13公布)
31	中頓別町	教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定
32	清里町	議会議員の議員報酬及び費用弁償支給条例(長期欠席議員の議員報酬の減額規定)
33	遠軽町	遠軽町議会の議決すべき事件を定める条例
34	湧別町	・湧別町議会定例会の回数を定める条例 ・湧別町議会委員会条例 ・湧別町議会事務局設置条例
35	厚真町	・厚真町議会委員会条例の一部を改正する条例 ・厚真町議会議員の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例
36	様似町	・報酬額及び費用弁償額並びにその支給方法に関する条例の一部改正 ・委員会条例の一部改正
37	音更町	・音更町議会委員会条例 ・音更町名誉町民及び特別名誉町民条例
38	鹿追町	鹿追町議会基本条例
39	新得町	・議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定 ・町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定
40	清水町	清水町議会委員会条例の一部を改正する条例
41	芽室町	芽室町ふるさと応援寄附条例
42	大樹町	・議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例 ・議会議員の期末手当の特例に関する条例
43	広尾町	・広尾町議会委員会条例 ・広尾町議会議員の議員報酬等に関する条例
44	池田町	議会の議決に付すべき事件に関する条例
45	陸別町	・陸別町議会定例会条例 ・陸別町議会事務局設置条例
46	厚岸町	厚岸町議会委員会条例の一部改正により、傍聴に関する規定の改正
47	浜中町	・浜中町議会定例会条例 ・浜中町議会事務局設置条例 ・浜中町議会委員会条例
48	中標津町	・中標津町議会議員政治倫理条例

VI. 自治体のポジショニング

市民との情報共有と議会への市民参加に見る北海道と市町村のポジショニング

		情報共有								
		-		+		-		+		
参加	+	情報共有	平均値以下	参加	平均値以上	情報共有	平均値以上	参加	平均値以上	
		別海町 中富良野町 大樹町 士別市 佐呂間町 厚岸町 留萌市 平取町 浦幌町 木古内町 中札内村 斜里町 倶知安町 岩内町 白糠町 赤平市 遠別町 猿払村 豊浦町 日高町 厚沢部町 豊富町 中川町 新ひだか町 余市町	福島町 栗山町 白老町 小樽市 名寄市 芽室町 登別市 本別町 足寄町 稚内市 千歳市 札幌市 和寒町 函館市 苫小牧市 三笠市 今金町 当別町 帯広市 岩見沢市 美唄市 仁木町 中標津町 知内町 北斗市 北広島市 鹿追町 滝川市 北海道 置戸町 鷹栖町 新得町 七飯町	58市町村						
	25市町村					33市町村				
	行政監視機能と議会改革との重複自治体17 (アンダーライン)の内訳は議会基本条例制定自治体10、その他7自治体であった。									
-	+	情報共有	平均値以下	参加	平均値以下	情報共有	平均値以上	参加	平均値以下	
		豊頃町 標茶町 美瑛町 池田町 松前町 共和町 遠軽町 上ノ国町 様似町 湧別町 浜中町 森町 上川町 江差町 訓子府町 浦河町 雨竜町 むかわ町 ニセコ町 羅臼町 富良野市 標津町 天塩町 長万部町 古平町 喜茂別町 えりも町 礼文町 夕張市 雄武町 当麻町 沼田町 小清水町 鹿部町 更別村 羽幌町 蘭越町 妹背牛町 寿都町 利尻町 幌加内町 八雲町 南富良野町 苫前町 増毛町 新冠町 小平町 京極町 歌志内市 乙部町 奥尻町 陸別町 島牧村 真狩村	安平町 厚真町 石狩市 釧路市 南幌町 清水町 恵庭市 旭川市 幕別町 室蘭市 芦別市 北見市 長沼町 釧路町 上富良野町 美幌町 根室市 黒松内町 下川町 音更町 東川町 砂川市 江別市 清里町 広尾町 月形町 せたな町 幌延町 伊達市 紋別市 網走市 洞爺湖町 深川市	87市町村						
54市町村					33市町村					
79市町村					66市町村					
2.3					1.6					

(注1)それぞれのポジションは平均値より上位(+)か下位(-)かによって区分
(注2)アンダーラインの自治体は行政監視機能及び議会改革が+の自治体

行政監視機能と議会改革に見る北海道と市町村の ポジショニング

		行政監視機能			
		(-)	(+)		
議会改革	+	<p>監視 平均値以下 議会改革 平均値以上</p> <p>札幌市 苫小牧市 美唄市 砂川市 下川町 安平町 新ひだか町 江別市 八雲町 増毛町 根室市 長万部町 上ノ国町 猿払村 共和町 仁木町 余市町 遠軽町</p> <p style="text-align: center;">18市町村</p>	<p>監視 平均値以上 議会改革 平均値以上</p> <p><u>福島町</u> <u>北海道</u> <u>帯広市</u> <u>栗山町</u> <u>和寒町</u> <u>名寄市</u> <u>知内町</u> 士別市 森町 <u>今金町</u> 蘭越町 <u>白老町</u> 広尾町 <u>千歳市</u> 南幌町 雄武町 <u>三笠市</u> 石狩市 別海町 旭川市 <u>登別市</u> ニセコ町 <u>鹿追町</u> 釧路市 <u>滝川市</u> 伊達市 美幌町 斜里町 清里町 むかわ町 中札内村 <u>小樽市</u> 夕張市 <u>岩見沢市</u> 網走市 恵庭市 <u>本別町</u> 白糠町</p> <p style="text-align: center;">38市町村</p> <p style="font-size: small;">情報共有と参加との重複自治体17 (アンダーライン)の内訳は議会基本条例制定自治体10、その他7自治体であった。</p>	5 6 市町村	1.8
	-	<p>監視 平均値以下 議会改革 平均値以下</p> <p>芦別市 歌志内市 七飯町 黒松内町 喜茂別町 長沼町 幌加内町 訓子府町 佐呂間町 芽室町 更別村 池田町 赤平市 乙部町 奥尻町 倶知安町 雨竜町 遠別町 天塩町 豊浦町 浦幌町 標茶町 北見市 木古内町 利尻町 幕別町 紋別市 島牧村 寿都町 真狩村 京極町 岩内町 古平町 妹背牛町 鷹栖町 上川町 小平町 新冠町 浦河町 様似町 当麻町 美瑛町 羽幌町 豊富町 小清水町 湧別町</p> <p style="text-align: center;">46市町村</p>	<p>監視 平均値以上 議会改革 平均値以下</p> <p>平取町 中標津町 江差町 足寄町 浜中町 上富良野町 日高町 新得町 標津町 厚真町 大樹町 豊頃町 函館市 富良野市 せたな町 中富良野町 えりも町 室蘭市 留萌市 深川市 鹿部町 厚沢部町 月形町 沼田町 南富良野町 中川町 置戸町 洞爺湖町 音更町 清水町 陸別町 厚岸町 稚内市 北広島市 北斗市 当別町 松前町 東川町 苫前町 幌延町 礼文町 釧路町 羅臼町</p> <p style="text-align: center;">43市町村</p>	8 9 市町村	
		64市町村	2.0	81市町村	

(注1)それぞれのポジションは平均値より上位(+)か下位(-)かによって区分

(注2)アンダーラインの自治体は情報共有及び参加が+の自治体

VII. 全国との比較

自治体議会改革フォーラムが実施した「全国自治体議会の運営に関する実態調査2010調査結果と本調査との比較」

1. 調査概要

調査実施主体	自治体議会改革フォーラム	NPO法人公共政策研究所
調査目的	全国自治体議会の運営に関する現状の把握	市民参加により自治体議会を活性化するための環境整備に関する調査
調査対象	全自治体議会(1,831団体) 47都道府県 18政令指定都市 23特別区 765市 789町 189村	全道自治体(180団体) 1北海道 35市 144町村
実施期間	2010年1月～3月	2010年5月中旬～7月中旬
調査方法	全自治体議会事務局長宛への送付	道内自治体議会議長及び議会事務局長宛へのメール送付
回答状況	有効回答 1527議会 (回収率83.4%)	有効回答 147議会 (回収率81.7%)

2. 調査の比較

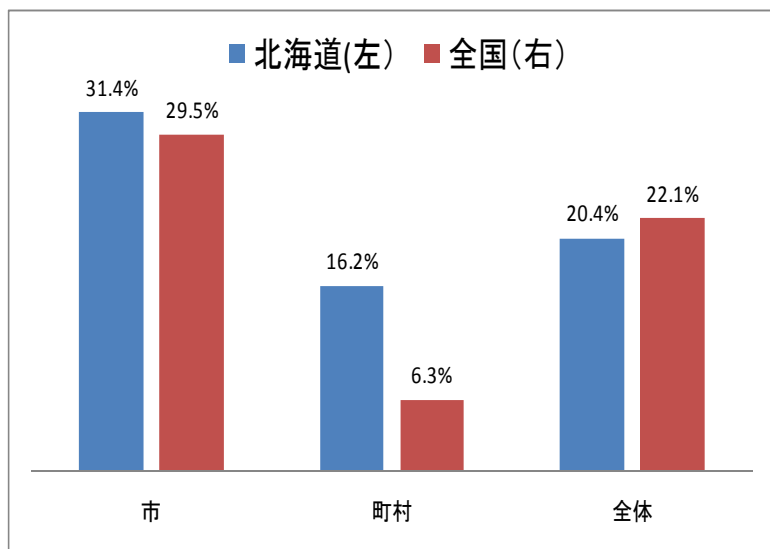
(1) 市民への説明責任と情報共有

① インターネット等議会中継の実施

	市	評価	町村	評価	全体	評価
北海道	31.4%	○	16.2%	○	20.4%	×
全国	29.5%	×	6.3%	×	22.1%	○

北海道の全体は北海道・市・町村の合計値

全国の全体は都道府県・政令市・特別区・市・町村の合計値



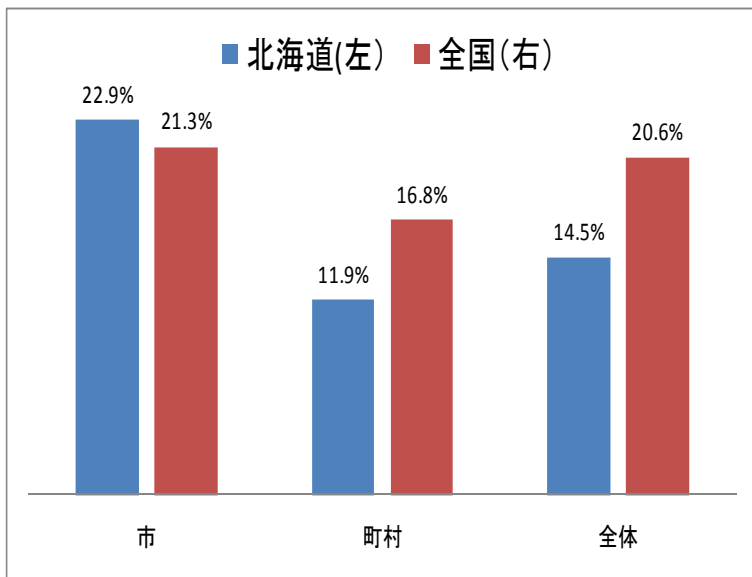
【コメント】

インターネット等議会中継が行われている比率は市・町村・全体すべての点で北海道の比率が全国を上回っている。特に、北海道は町村での実施比率が高い。

②議案に対する賛否の公開実施

	市	評価	町村	評価	全体	評価
北海道	22.9%	○	11.9%	×	14.5%	×
全国	21.3%	×	16.8%	○	20.6%	○

北海道の全体は北海道・市・町村の合計値
 全国の全体は都道府県・政令市・特別区・市・町村の合計値



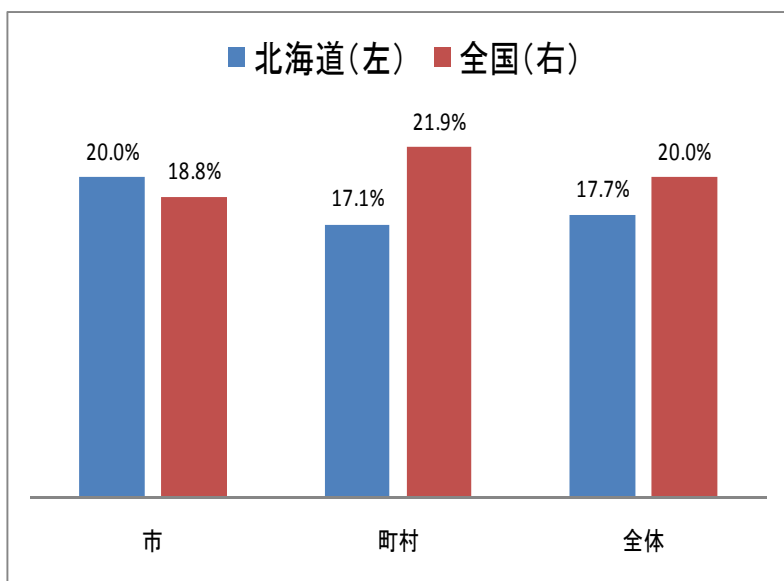
【コメント】

議案に対する賛否の公開が行われている比率は市では北海道が、町村・全体では全国の比率が上回っている。特に、北海道では町村の実施比率が低い。

③議会主催の議会報告会の実施

	市	評価	町村	評価	全体	評価
北海道	20.0%	○	17.1%	×	17.7%	×
全国	18.8%	×	21.9%	○	20.0%	○

北海道の全体は北海道・市・町村の合計値
 全国の全体は都道府県・政令市・特別区・市・町村の合計値



【コメント】

議会主催の議会報告会が行われている比率は市・全体では北海道が、町村では全国の比率が上回っている。特に、北海道では町村での実施比率が低い。

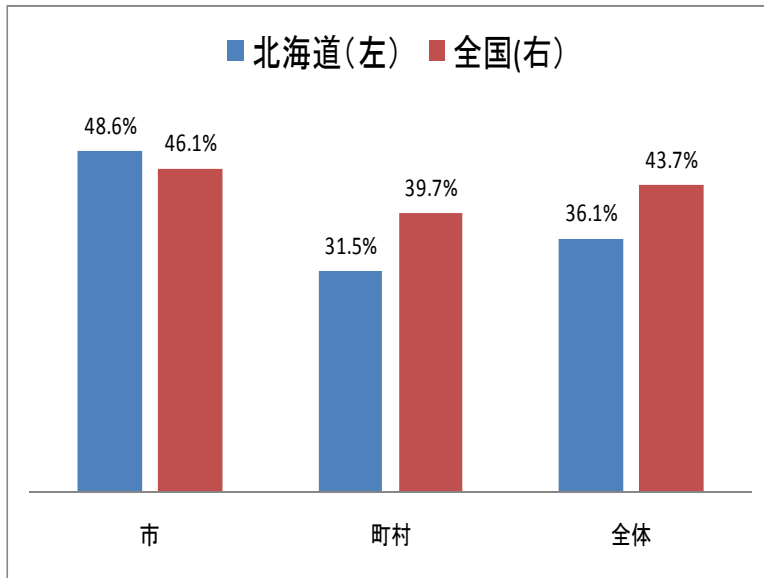
(2) 市民参加による議会づくり

① 請願・陳情者の議会での説明機会あり

	市	評価	町村	評価	全体	評価
北海道	48.6%	○	31.5%	×	36.1%	×
全国	46.1%	×	39.7%	○	43.7%	○

北海道の全体は北海道・市・町村の合計値

全国の全体は都道府県・政令市・特別区・市・町村の合計値



【コメント】

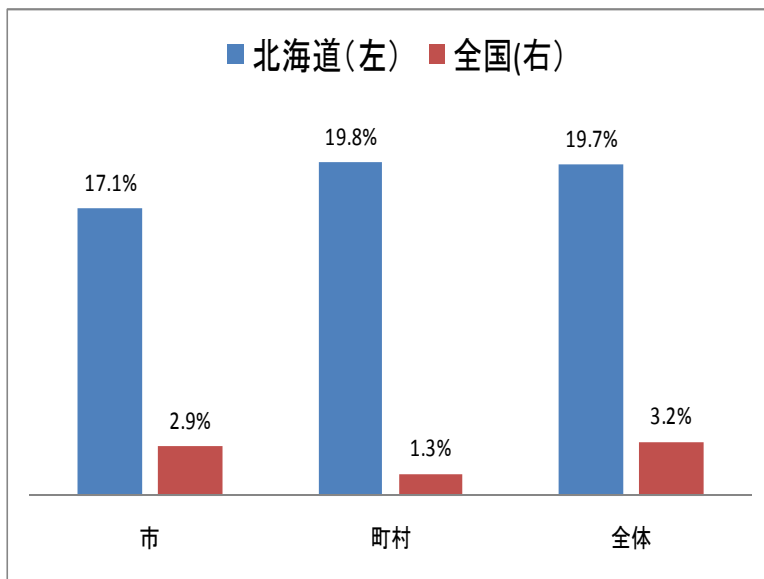
請願・陳情者の議会での説明機会が行われている比率は市では北海道、町村・全体では全国の比率が上回っている。特に、町村での実施比率が北海道では低い。

② 議会主催の住民参加による政策会議の実施

	市	評価	町村	評価	全体	評価
北海道	17.1%	○	19.8%	○	19.7%	○
全国	2.9%	×	1.3%	×	3.2%	×

北海道の全体は北海道・市・町村の合計値

全国の全体は都道府県・政令市・特別区・市・町村の合計値



【コメント】

議会主催の住民参加による政策会議が行われている比率は市・町村・全体すべての点で北海道の比率が全国を上回っている。特に、町村での実施比率が高い。

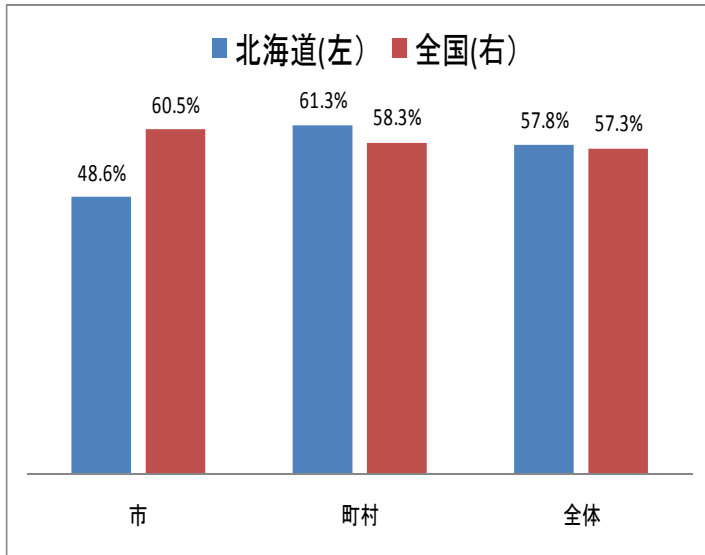
(3) 行政監視機能

① 一問一答方式の導入あり

	市	評価	町村	評価	全体	評価
北海道	48.6%	×	61.3%	○	57.8%	○
全国	60.5%	○	58.3%	×	57.3%	×

北海道の全体は北海道・市・町村の合計値

全国の全体は都道府県・政令市・特別区・市・町村の合計値



【コメント】

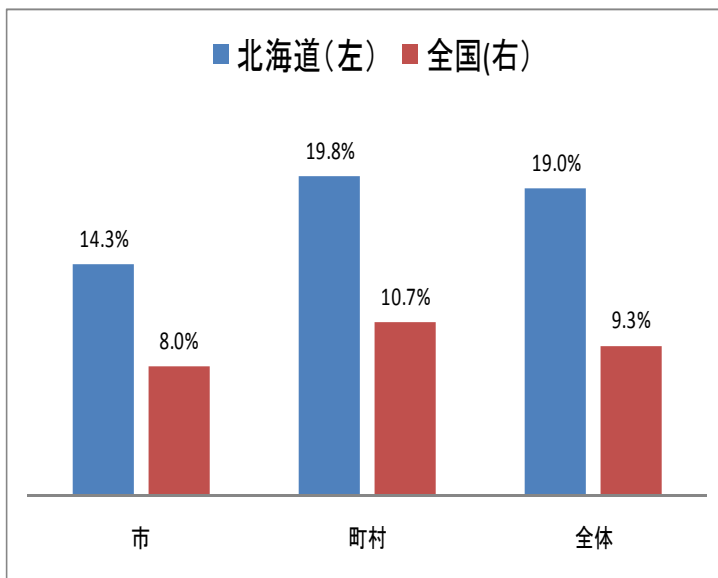
一問一答方式の導入が行われている比率は市では全国、町村・全体では北海道の比率が上回っている。特に、北海道では町村での実施比率が高い。

② 反問権あり

	市	評価	町村	評価	全体	評価
北海道	14.3%	○	19.8%	○	19.0%	○
全国	8.0%	×	10.7%	×	9.3%	×

北海道の全体は北海道・市・町村の合計値

全国の全体は都道府県・政令市・特別区・市・町村の合計値



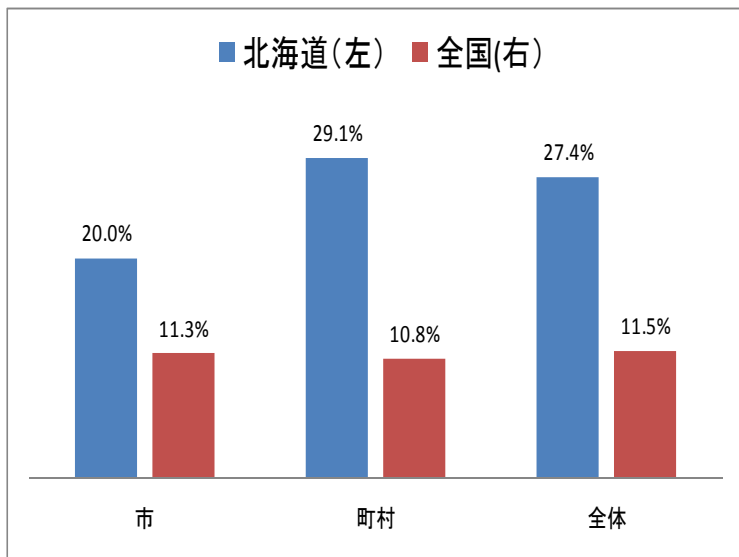
【コメント】

反問権が行われている比率は市・町村・全体すべての点で北海道の比率が全国が上回っている。特に、北海道では町村の取り組み比率が高い。

③議員間の自由な討議

	市	評価	町村	評価	全体	評価
北海道	20.0%	○	29.1%	○	27.4%	○
全国	11.3%	×	10.8%	×	11.5%	×

北海道の全体は北海道・市・町村の合計値
 全国の全体は都道府県・政令市・特別区・市・町村の合計値



【コメント】

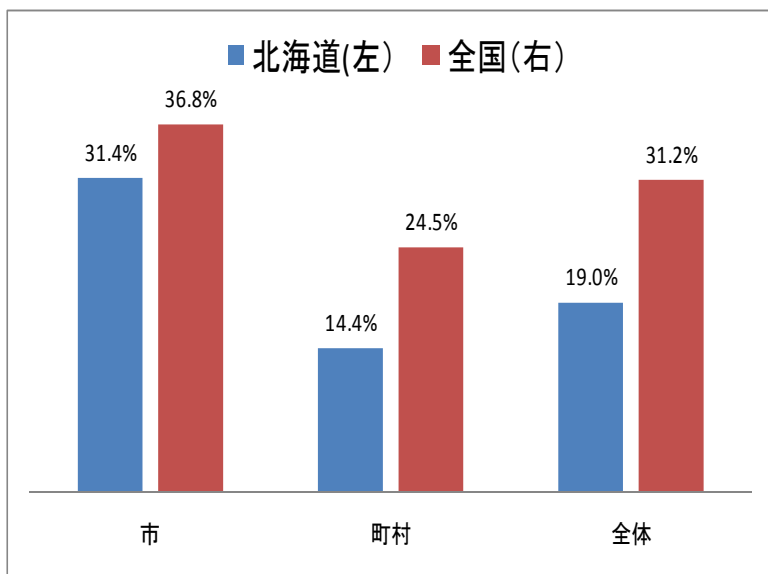
議員間の自由な討議が行われている比率は市・町村・全体すべての点で北海道の比率が全国を上回っている。特に、実施比率が全国の比率よりかなり高い。北海道では町村の取り組みが高い。

(4) 議会改革

①議会基本条例の検討行っている

	市	評価	町村	評価	全体	評価
北海道	31.4%	×	14.4%	×	19.0%	×
全国	36.8%	○	24.5%	○	31.2%	○

北海道の全体は北海道・市・町村の合計値
 全国の全体は都道府県・政令市・特別区・市・町村の合計値



【コメント】

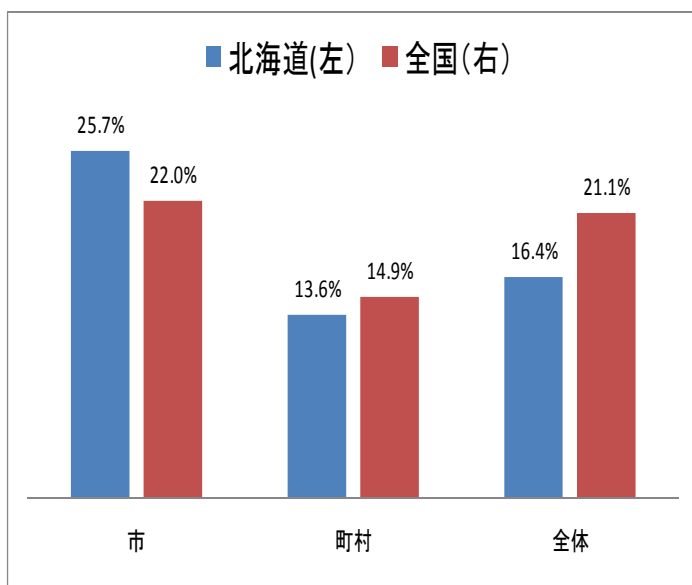
議会基本条例の検討が行われている比率は市、町村・全体すべてで全国の比率が北海道を上回っている。特に、北海道の町村の実施比率が全国比率より低い。北海道の町村の取り組みが待たれる。

②議決事件の拡大実施

	市	評価	町村	評価	全体	評価
北海道	25.7%	○	13.6%	×	16.4%	×
全国	22.0%	×	14.9%	○	21.1%	○

北海道の全体は北海道・市・町村の合計値

全国の全体は都道府県・政令市・特別区・市・町村の合計値



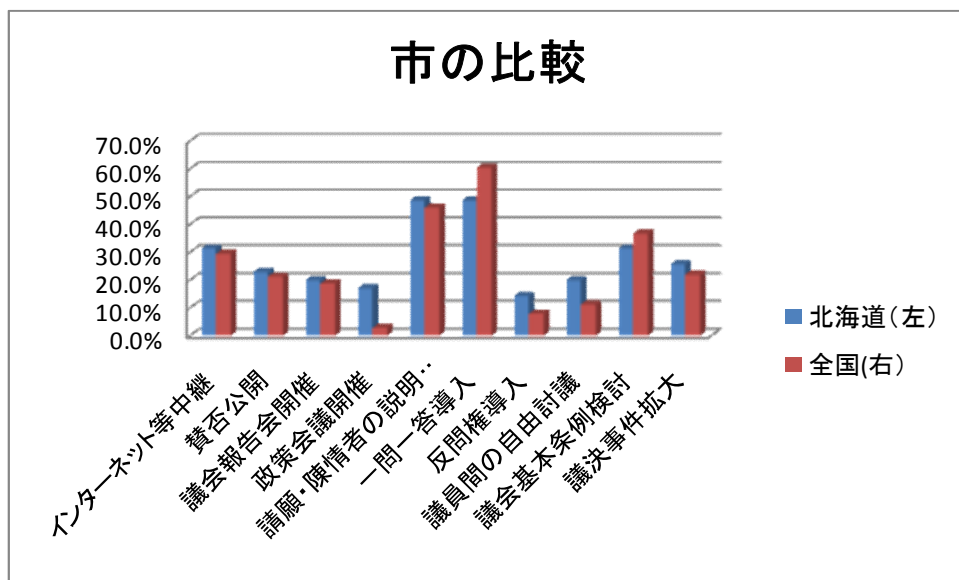
【コメント】

議決事件の拡大が行われている比率は市は北海道、町村・全体では全国の比率が上回っている。
特に、北海道の町村の実施比率が低い。

3. 全国と北海道の自治体議会運営に関する

(1) 市の比較

	インターネット等中継	賛否公開	議会報告会開催	政策会議開催	請願・陳情者の説明機会	一問一答導入	反問権導入	議員間の自由討議	議会基本条例検討	議決事件拡大
北海道	31.4%	22.9%	20.0%	17.1%	48.6%	48.6%	14.3%	20.0%	31.4%	25.7%
全国	29.5%	21.3%	18.8%	2.9%	46.1%	60.5%	8.0%	11.3%	36.8%	22.0%

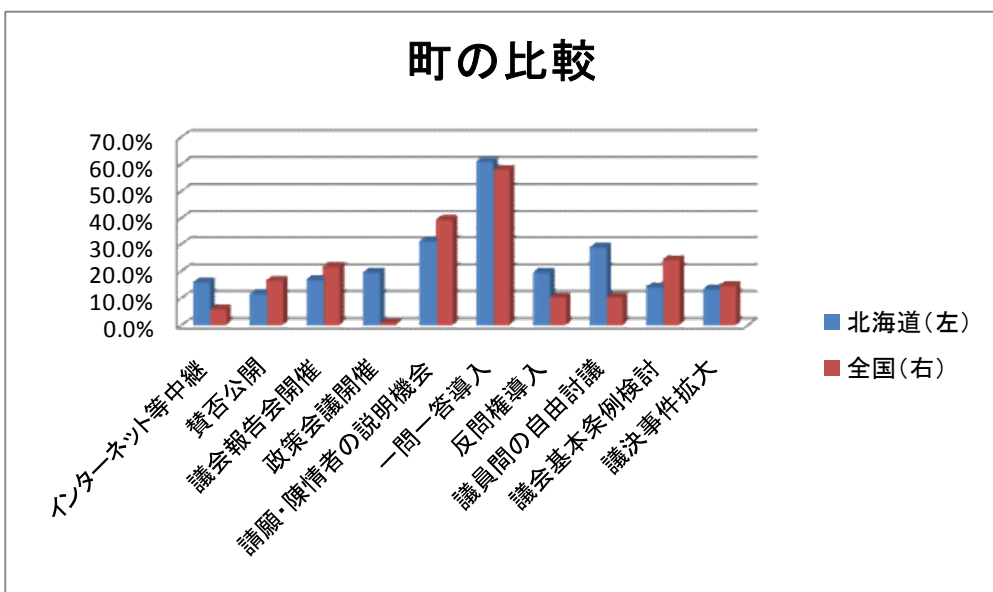


【コメント】

市の比較では10項目中2項目が北海道が全国比較で低い結果であった。議会基本条例の施行、検討の比率が全国との比較では低いことが気になる。

(2) 町の比較

	インターネット等中継	賛否公開	議会報告会開催	政策会議開催	請願・陳情者の説明機会	一問一答導入	反問権導入	議員間の自由討議	議会基本条例検討	議決事件拡大
北海道	16.2%	11.9%	17.1%	19.8%	31.5%	61.3%	19.8%	29.1%	14.4%	13.6%
全国	6.3%	16.8%	21.9%	1.3%	39.7%	58.3%	10.7%	10.8%	24.5%	14.9%

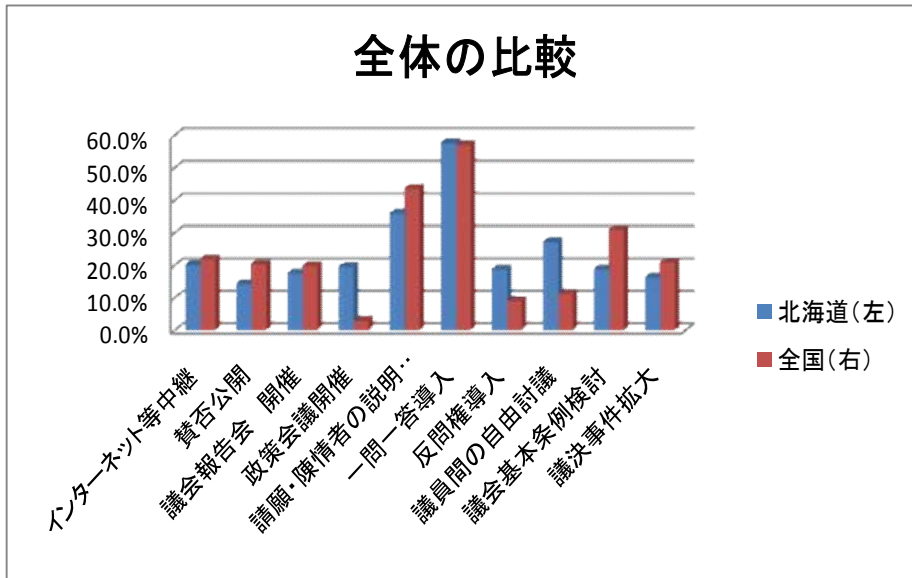


【コメント】

町の比較では10項目中5項目で北海道が全国比較で、低い結果であった。議会基本条例の施行、検討の比率が全国との比較では低いことが気になる。

(3) 全体の比較

	インターネット等中継	賛否公開	議会報告会 開催	政策会議開催	請願・陳情者 の説明機会	一問一答導入	反問権導入	議員間の自由 討議	議会基本条例 検討	議決事件拡大
北海道	20.4%	14.5%	17.7%	19.7%	36.1%	57.8%	19.0%	27.4%	19.0%	16.4%
全国	22.1%	20.6%	20.0%	3.2%	43.7%	57.3%	9.3%	11.5%	31.2%	21.1%



【コメント】

全国の比較では10項目中4項目が全国との比較で、北海道が高い結果であった。

特に、気になる点は、議会基本条例の施行、検討の比率は全国との差が12%もあることである。

(4) コメント

北海道の市、町村ともに議会基本条例の検討が全国比較より低い。このことは、議会基本条例の施行自治体と未施行自治体との2極化が進むのではないか。

2. 調査票

市民参加により自治体議会を活性化するための環境整備に関する調査

自治体議会名	議会
--------	----

ご記入日	2010年 月 日	
アンケート回答 対象部局（正式名称）		
ご回答確認者		
ご連絡先	電話番号	
	メールアドレス	
議会ホームページ アドレス		

議会基礎情報

定数（欠員）	
会派構成	
次回選挙予定年月	

1. 自治体議会における市民への説明責任と情報共有

問1 本会議及び委員会のインターネット中継

選択	項番	内 容
	5	本会議、委員会をインターネットによる生中継も動画（録画）記録のオンデマンド配信も行っている
	4	本会議のみインターネットによる生中継（ライブ）も動画（録画）記録のオンデマンド配信も行っている
	3	本会議のみインターネットによる生中継（ライブ）を行っている
	2	本会議のインターネットによる生中継（ライブ）を検討中
	1	本会議及び委員会のインターネットによる生中継も動画（録画）記録のオンデマンド配信も行っていない
【補足説明欄】		

（注）オンデマンド配信とはライブ中継ではなく、見たい時に随時動画記録を見ることができる方式でのインターネット配信

問2 本会議・委員会等の公開について

選択	項番	内 容
	5	全員協議会を公開
	4	3の他に議会運営委員会を公開
	3	2の他に常任委員会・特別委員会を公開
	2	本会議のみ公開
	1	公開していない
【補足説明欄】		

(注) 原則公開、慣例上非公開は公開していないに該当

問3 議案に対する賛否の公開

起立または挙手による表決を行った議案に対する賛否の議会だよりやホームページでの公開について（会派が統一行動をとらなかった場合に、その議員名を公開している場合には、議員個人の賛否（賛成・反対）を公開している、を選択願います）

選択	項番	内 容
	5	すべての議案について議員個人の賛否をホームページ等で公開している
	4	すべての議案について会派単位の賛否をホームページ等で公開している
	3	重要議案についてのみ議員個人の賛否をホームページ等で公開している
	2	重要議案についてのみ会派単位の賛否をホームページ等で公開している
	1	議案に対する賛否（賛成・反対）は公開していない
【補足説明欄】		

問4 議会や委員会主催の議決内容等を市民に報告する議会報告会の開催

選択	項番	内 容
	5	条例に基づき、議会主催による議決内容等を市民に報告する議会報告会を定期的に行っている
	4	慣例として、議会主催で、議決内容等を市民に報告する議会主催の議会報告会を随時行っている
	3	議員有志による、議題を設定した意見交換会を随時行っている
	2	議会が市民に議決内容等を報告する議会報告会の開催について検討中
	1	実施していない
【補足説明欄】		

(注) 条例とは自治基本条例、議会基本条例を指します。

問5 政務調査費の使途公開

選択	項番	内 容
	5	1円以上のすべての領収書を公開している
	4	1万円以上のすべての領収書を公開している
	3	5万円以上のすべての領収書を公開している
	2	使途公開について検討している
	1	使途公開していない
【補足説明欄】		

問6 議会広報について

選択	項番	内 容
	5	議会ホームページや議会広報誌に対する市民モニター制度がある
	4	議会ホームページで議案本文(議案書)が本会議上程後すみやかに閲覧できる

	3	議会ホームページの議会日程や「議会だより」の最新版（PDF版）の市民向け情報の更新はその都度行われている
	2	議会広報誌の発行、ホームページの開設を行っている （半年以上更新が行われていない場合は、「1」を選択）
	1	議会広報誌を発行しているが、ホームページの開設は行っていない
【補足説明欄】		

問7 本会議で議員に配布される議案・会議資料の傍聴者への公開について

選択	項番	内 容
	5	傍聴者には議員に配布されている資料のすべてを提供している
	4	傍聴者には議員に配布されている資料の一部を提供している
	3	傍聴者への配布資料の見直しを検討している
	2	傍聴者用に用意した資料（議員質問項目等）を提供している
	1	傍聴者への資料提供は行っていない
【補足説明欄】		

問8 貴議会において議会情報の住民との共有について、積極的に取り組んでいる事例がありましたら具体的な内容をご記入ください。

2. 市民参加による議会づくりについて（平成21年度の状況を回答願います）

問9 土・日・祝日及び夜間の議会開催について

選択	項番	内 容
	5	定期的に行っている
	4	定期化を検討している
	3	定期的ではないが行っている（随時）
	2	過去に行ったことがあるが現在は行っていない
	1	実施していない
【補足説明欄】		

問10 請願・陳情提出者による会議での直接説明の機会の保障について

選択	項番	内 容
	5	条例で請願・陳情提出者への会議で直接説明する機会が保障されている
	4	希望すれば直接説明ができ、議事録にも残す
	3	希望すれば直接説明ができるが、議事録には残さない
	2	請願・陳情代表者が希望すれば説明する機会を設けるか検討中
	1	請願・陳情代表者が希望しても、説明する機会がない
【補足説明欄】		

（注）条例とは自治基本条例、議会基本条例を指します。

問 1 1 議会（委員会）と住民との直接対話する場（政策会議）の設定について

選択	項番	内 容
	5	条例で規定し、議会と市民等の直接対話の場（政策会議）を設けている
	4	
	3	慣例的に議会と市民等の直接対話の場を設けている
	2	タウンミーティングや意見交換会といった議会と市民の直接対話の場を検討中
	1	議会と市民との直接対話は実施していない
【補足説明欄】		

（注）条例とは自治基本条例、議会基本条例を指します。

問 1 2 公聴会の開催・参考人の招致

選択	項番	内 容
	5	条例で公聴会の開催・参考人の招致が行われている
	4	公聴会の開催・参考人の招致の両方を行っている
	3	住民の意見を聴く機会として公聴会を開催している
	2	有識者、専門家の知見を得るため参考人の招致を行っている
	1	実施されていない
【補足説明欄】		

（注）条例とは自治基本条例、議会基本条例を指します。

問 1 3 住民参加による議会づくりについて、積極的に取り組んでいる事例がありましたら具体的な内容をご記入ください。

3. 行政監視機能

問 1 4 通年議会の実施

選択	項番	内 容
	5	条例で、議会の会期を通年とすることで、実施
	4	議会の会期を年末まで設定する議決で実施
	3	通年議会の実施に向けた試行を行ったことがある
	2	通年議会の実施について検討中
	1	実施されていない
【補足説明欄】		

(注) 条例とは自治基本条例、議会基本条例を指します。

問 1 5 本会議の一般質問で質問内容の通告状況

選択	項番	内 容
	5	通告はしていない
	4	件名のみ通告
	3	要旨を通告
	2	
	1	全文を通告している
【補足説明欄】		

問 1 6 本会議の一般質問で一問一答方式の導入

選択	項番	内 容
	5	条例に基づき一問一答方式を本会議で実施
	4	慣例として一問一答方式を選択できるようになっている
	3	一問一答方式を検討中

	2	
	1	特に、何もしていない
【補足説明欄】		

(注) 条例とは自治基本条例、議会基本条例を指します。

問 1 7 執行部の反問権

選択	項番	内 容
	5	条例で執行部の反問権を認めている
	4	慣例として認めている
	3	執行部の反問権を検討中
	2	
	1	特に、何も認めていない
【補足説明欄】		

(注) 条例とは自治基本条例、議会基本条例を指します。

問 1 8 議員相互の自由な討議

選択	項番	内 容
	5	条例に基づき委員会で行っており、議事録に残している
	4	条例に基づき本会議で行っており、議事録に残している
	3	委員会で行っているが議事録には残さない
	2	本会議で行っているが議事録には残さない
	1	議員相互の自由な討議は行っていない
【補足説明欄】		

(注) 賛否の異なる議員間で随時発言を求めて質問、反論ができる自由討議を行っているか。討議とは表決の前に「討議」を議事として設定している場合の他、事前の書面による通告なく、挙手により2回以上の討議を認めている場合も、自由討議に含むものとする。

問 1 9 事務局体制の充実について

選択	項番	内 容
	5	首長部局から独立した法規担当職員が議会事務局にいる
	4	首長部局と併任法規担当職員が議会事務局にいる
	3	議会事務局の職員研修の実施
	2	事務局体制の充実について検討中
	1	検討していない
【補足説明欄】		

問 2 0 行政監視機能について、積極的に取り組んでいる事例がありましたら具体的な内容をご記入ください。

4. 議会改革

問 2 1 議会基本条例の検討状況

選択	項番	内 容
	5	市民と議会の情報共有と議会への市民参加を推進する仕組みを定めた条例を制定している
	4	すでに素案を策定済みで近い将来に制定を予定している
	3	議会基本条例制定に向けた検討をおこなっている
	2	議会基本条例の検討意見が出ている
	1	今のところ、条例の策定予定はない
【補足説明欄】		

(注) 条例とは自治基本条例、議会基本条例を指します。

問 2 2 議会の議決事件の範囲の拡大について

(1) 議決事件の範囲の拡大を行った

行った事項 ()

(行った理由)

(2) 行っていない

(3) 検討中

問 2 3 地方自治法の一部改正に議員定数の法定上限の撤廃が挙げられておりますが、今後の議会の在り方の方向性をどのように考えているか。

(どれか選択し先頭に○)

(1) ボランティア議員型議会 (多人数議会)

(2) 専門議員型議会 (小人数議会)

(3) わからない

問 2 4 貴議会において、今後の課題、あるいは解決したい問題点と思われる事柄をあげてください。

【議会回答欄】

問25 貴議会において、参考になる、あるいは参考にしている他自治体議会を挙げて
ください。

【議会回答欄】

問26 議員提案により制定した条例（議員定数条例は除く）についてお尋ねします。

- ・ 議員提案条例あり（条例名は下に記入）
- ・ 議員提案条例なし

条例名

- ・
- ・

3. 参考

北海道における条例施行状況

NO	自治体名	自治基本条例	議会基本条例	参加条例
1	二セコ町	平成13年4月1日		
2	奈井江町	平成17年4月1日		
3	苫前町	平成17年10月1日		
4	登別市	平成17年12月21日		
5	清水町	平成18年4月1日		
6	遠別町	平成18年4月1日		
7	沼田町	平成18年4月1日		
8	音更町	平成18年10月1日		
9	白老町	平成19年1月1日		
10	芽室町	平成19年3月5日		平成16年5月1日
11	下川町	平成19年4月1日		
12	札幌市	平成19年4月1日		
13	苫小牧市	平成19年4月1日		平成21年4月1日
14	留萌市	平成19年4月1日		
15	帯広市	平成19年4月1日	平成22年4月1日	
16	稚内市	平成19年4月1日		
17	中札内村	平成19年4月1日		
18	遠軽町	平成19年4月1日		平成19年4月1日
19	美唄市	平成19年9月1日		
20	七飯町	平成19年10月1日		
21	平取町	平成20年4月1日		
22	上川町	平成20年4月1日		
23	石狩市	平成20年4月1日		平成14年4月1日
24	芦別市	平成20年10月1日		
25	上富良野町	平成21年4月1日		
26	幌延町	平成21年4月1日		平成21年4月1日
27	福島町	平成21年4月1日	平成21年4月1日	
28	厚沢部町	平成21年4月1日		
29	三笠市	平成21年4月1日	平成21年4月1日	
30	江別市	平成21年7月1日		
31	八雲町	平成22年4月1日		
32	名寄市	平成22年4月1日	平成21年4月1日	
33	和寒町	平成22年4月1日	平成22年4月1日	
34	土幌町	平成22年4月1日		
35	北海道	平成14年10月18日	平成21年7月10日	
36	知内町		平成20年4月1日	
37	今金町		平成19年5月1日	
38	栗山町		平成18年5月18日	
39	鹿追町		平成22年3月31日 (制定)	
40	旭川市			平成15年4月1日
41	富良野市			平成17年7月1日
42	伊達市			平成19年4月1日
43	北広島市			平成21年6月1日

あとがき

今回の調査は実態を明らかにすることを目的としており、順番を付けることを目的としておりません。今後の議会活動の参考にしていただくことのみを願って作成したものです。ご活用いただけましたら幸いと考えております。

最後に、この報告書をまとめるにあたって、北海道内147道市町村議会の議会事務局の皆さんからアンケート調査の回答をいただきました。ご多忙のところ、調査の目的にご賛同いただき、ご協力いただきましたことに深く感謝申し上げます。

さらに、この調査結果の報告書のまとめに時間がかかったことを深く、お詫び申し上げます。

「市民参加により自治体議会を活性化するための
環境整備に関する調査報告書(北海道編)」

特定非営利活動法人 公共政策研究所

〒003-0021 札幌市白石区栄通12丁目4番5-401号

電話・FAX:011-836-4315

E-mail : koukyou-seisaku@goo.jp

<http://www16.plala.or.jp/koukyouseisaku/index.htm>